
与謝野町子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

与 謝 野 町

目次

第1部 総論	1
第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
4 計画策定の経緯	
第2章 与謝野町の少子化の動向と子育ての状況	4
1 少子化の動向	
2 家庭や地域の動向	
3 子どもの状況	
4 就学前教育・保育の状況	
5 地域子ども・子育て支援事業の状況	
第3章 計画の基本的な考え方	19
1 基本的な理念	
2 基本的な視点	
3 基本目標	
4 施策の体系	
第2部 事業計画	25
（法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画）	
第1章 教育・保育提供区域の設定	25
1 区域設定の考え方	
2 区域設定	
第2章 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制	26
1 幼児期の教育・保育の量の見込み	
2 提供体制の確保の内容及びその実施時期	
第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	33
1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み	
2 提供体制の確保の内容及びその実施時期	
第4章 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保	43
1 認定こども園の推進	
2 地域型保育の導入	
3 人材の確保	
4 教育・保育に係る関係機関の連携	

第3部 次世代育成支援行動計画	44
(法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項を含む)	
第1章 地域における子育て支援	44
1 地域における子育て支援サービスの充実	
2 保育サービスの充実	
3 子育て支援のネットワーク	
4 子どもの健全育成	
5 交流や集いの場づくり	
6 地域における人材育成	
7 子育て家庭への経済的支援の充実	
第2章 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	50
1 子どもや母親の健康の確保	
2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	
3 食育の推進	
4 小児医療の充実	
第3章 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	54
1 次代の親の育成	
2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	
3 豊かなつながりの中での家庭や地域の教育力の向上	
第4章 子育て家庭にやさしい環境の整備	57
1 良好な居住環境の整備	
2 安全・安心なまちづくりの整備	
3 子ども等の安全の確保	
第5章 職業生活と家庭生活との両立の推進	59
1 仕事と生活の調和の実現のための広報・啓発の推進	
2 仕事と子育ての両立支援のための基盤整備、子育て支援の展開	
第6章 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	61
1 児童虐待防止対策の推進	
2 ひとり親家庭等に対する自立支援の充実	
3 障害児施策の充実	
資料編	65
与謝野町子ども・子育て会議条例	
与謝野町子ども・子育て会議運営規則	
与謝野町子ども・子育て会議委員名簿	
与謝野町子ども・子育て会議の経過	

第 1 部 総 論

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

【少子高齢化の進行と少子化対策・次世代育成支援の経緯】

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。また、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況のもと、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成させる環境を整備するため平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。さらに平成 22 年 1 月には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、「子ども・子育て新システム」の検討がはじまり、平成 24 年 8 月には「子ども・子育て関連 3 法」が制定されたところです。

この間本町では、合併以前の加悦町、岩滝町、野田川町（以下「3 町」という。）の 3 町において、総合的・計画的な子育て支援及び少子化対策の一層の推進が求められていることから、平成 16 年度に前期計画として市町村行動計画を策定し、さまざまな子育て支援策を推進してきました。そして平成 18 年 3 月 1 日、与謝野町が誕生し、3 町が築いてきた子育て支援策を一体化することによって、一層子育てしやすいまちを目指した取組を進めてきました。さらに平成 22 年 3 月には、『与謝野町次世代育成支援行動計画（後期計画）』（子育てするならこのまちで）を策定し、平成 26 年度までを計画期間として、すべての子どもとその家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきたところです。

【子ども・子育て支援新制度への対応】

平成 27 年度から実施される「子ども・子育て支援新制度」においては、急速な少子高齢化の進行や結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状、子育てに対し孤立感や負担感を持つ家庭の増加や、子ども・子育て支援への質・量の不足等に伴う待機児童問題など、子育てをめぐる現状と課題に対して、社会全体による費用負担を行いながら、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組を推進することとなります。

子ども・子育て新制度のねらい

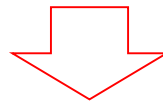
子育てをめぐる現状と課題

結婚・出産・子育ての
希望がかなわない現状

深刻な待機児童問題

放課後児童クラブの不足

M字カーブにみる30歳
代の低い女性の労働力率



1

質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供する

幼稚園と保育所の良さをあわせもつ【認定こども園】の普及を進める

○認定こども園の設置手続きの簡素化、財政支援の充実

2

子育て相談や一時預かりの場を増やすなど、地域の子育てを一層充実させる

地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させる

○親子が交流できる拠点の設置数増加

○一時預かりの増加

○放課後児童クラブの増加（小学校6年生まで拡大）

3

待機児童の解消のため、保育の受入れ人数を増やす

市町村は、待機児童解消を計画的に進め、国もこれを支援する

○保育ママ（家庭的保育）や小規模保育の増加

新たに、少人数の子どもを預かる保育などへの財政支援を行う

○地域型保育給付の創設

4

子どもが減少傾向にある地域の保育を支援する

身近な地域での保育機能を確保する

○地域型保育給付により身近な地域での保育機能を確保

地域の多様な保育ニーズに対応する

○地域型保育の拠点（放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、一時預かりなどを併設）

2 計画の位置づけ

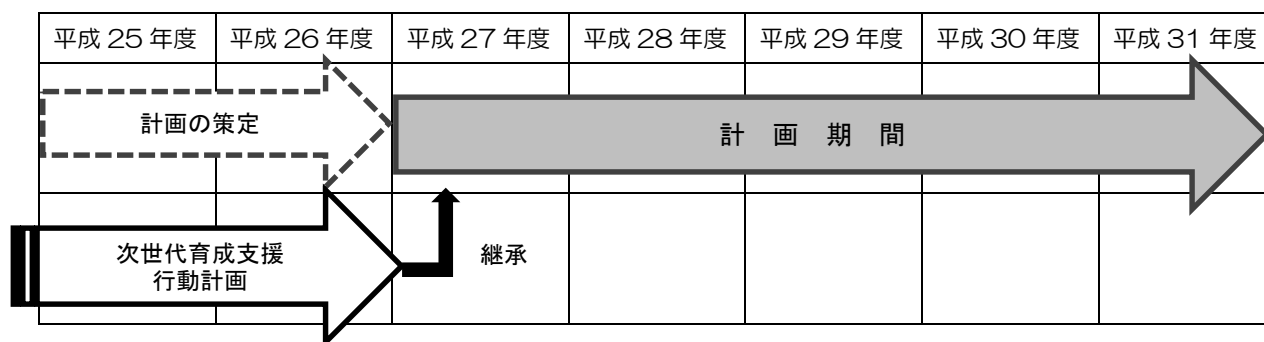
この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義をふまえつつ、与謝野町の一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を実現するため、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化して新しい仕組みを構築し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育量の確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

さらに、これまで取組を進めてきた『与謝野町次世代育成支援行動計画』についても、計画の基本的な考え方等を継承し、子どもとその家庭にかかわる施策を体系化し、保健、福祉、教育、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図るものです。

また、『与謝野町総合計画』を上位計画として、関連する個別計画との整合を図りながら策定するものです。

3 計画の期間

この計画は、平成26年度中に計画策定、平成27年度を初年度とし、平成31年度までの5年間を計画期間とします。



4 計画策定の経緯

- 子ども・子育て会議で審議し、策定しました。
- ニーズ把握のため、子育て中の保護者を対象にアンケート調査を実施し、ニーズ量の算出、子育て支援策の検討等に反映しました。
- 地区別懇談会を開催し、さまざまな住民の声をお聞きしました。
- 住民からの意見募集のため、パブリックコメントを実施しました。

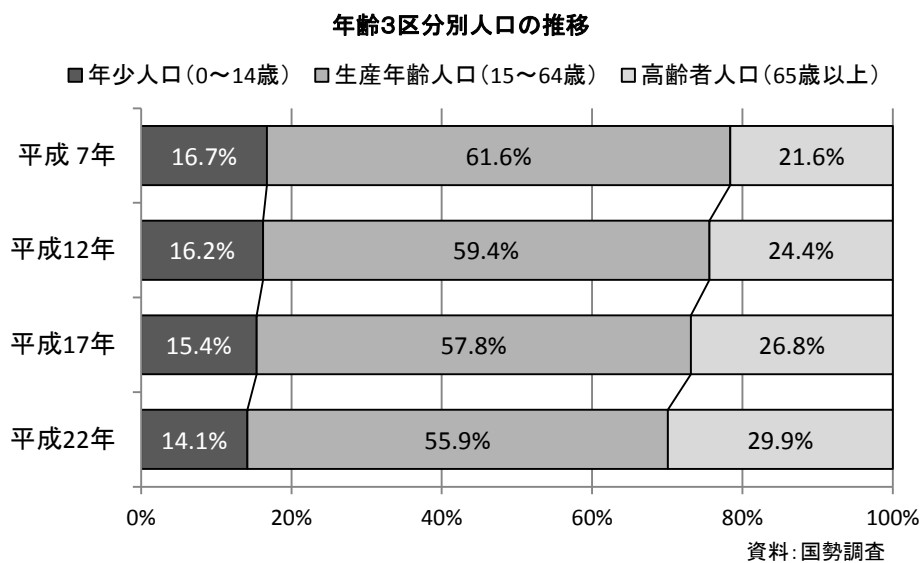
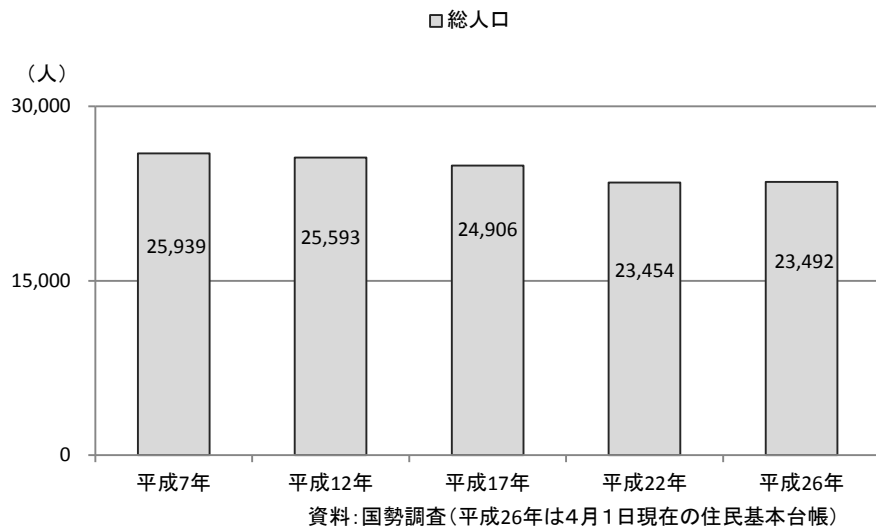
第2章 与謝野町の少子化の動向と子育ての状況

1 少子化の動向

(1) 人口の推移

本町の総人口は、減少傾向が続いており、平成26年4月現在23,492人となっています。

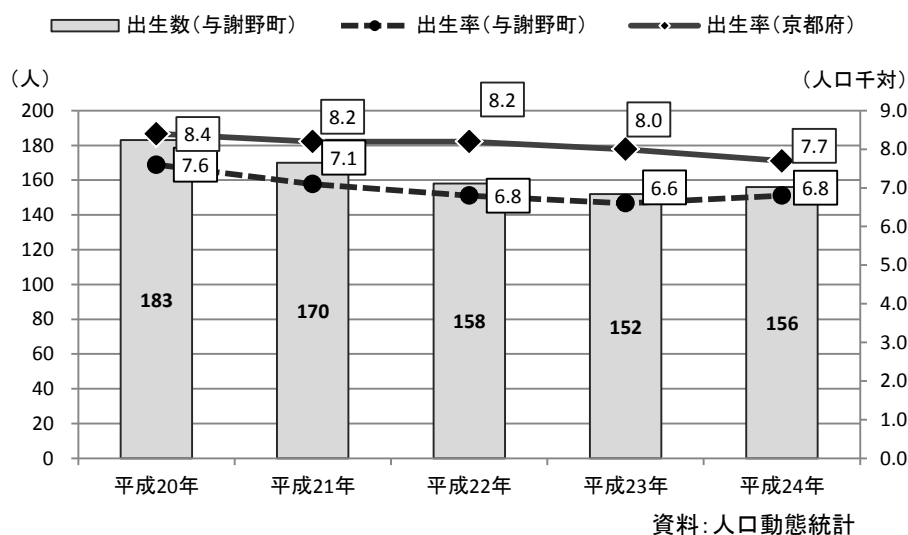
また、年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口比率については減少傾向にあり、平成22年では14.1%となっています。一方、高齢者人口比率については増加傾向となっており、少子・高齢化が急速に進行しています。



（２）自然動態と社会動態

①出生数と出生率の動向

本町の出生数の動向をみると、減少傾向が続いており、平成24年では156人となっています。出生率については、近年7前後（人口千人あたり）で推移しており、平成24年では6.8となっています。京都府の値7.7と比較すると低い値となっています。



②転入と転出の動向

本町の転入と転出の動向については、各年マイナスとなっはいるものの、平成24年以降は減少がゆるやかな傾向となっています。

◆転入と転出の動向

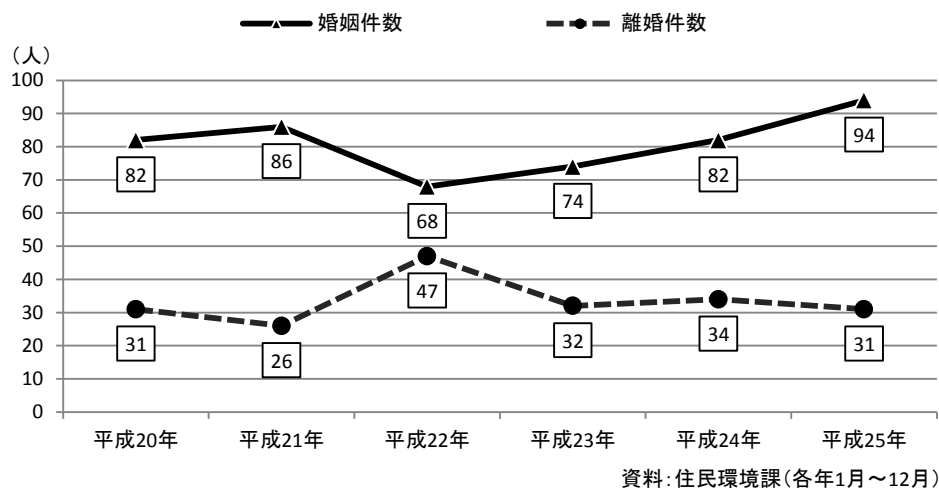
単位：人

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
転入	545	537	541	513	528	549
転出	692	673	658	655	619	662
社会増減	-147	-136	-117	-142	-91	-113

資料：住民環境課（各年1月～12月）

(3) 婚姻と離婚の動向

本町の婚姻と離婚の推移をみると、婚姻件数については、近年増加傾向にあり、平成25年では94件となっています。離婚件数については、平成22年以降減少しており、平成25年では31件となっています。



20～30 歳代の未婚率についてみると、男性の20 歳代後半を除いてすべての年代で未婚率が上昇傾向にあります。男女ともに30 歳代前半の上昇率が高く、晩婚化が進みつつあることがわかります。

◆未婚率の推移

男性 単位: %

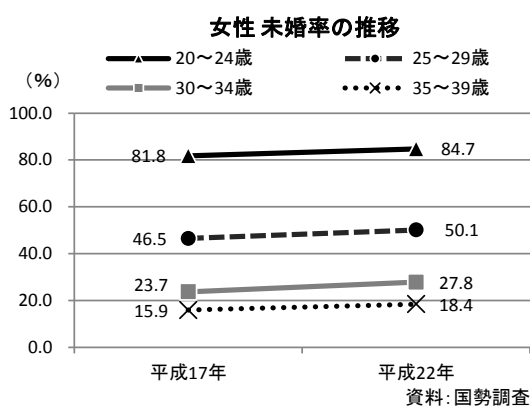
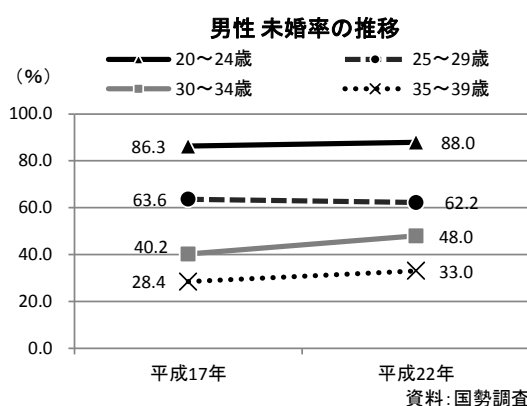
	平成17年	平成22年
20～24歳	86.3	88.0
25～29歳	63.6	62.2
30～34歳	40.2	48.0
35～39歳	28.4	33.0

資料: 国勢調査

女性 単位: %

	平成17年	平成22年
20～24歳	81.8	84.7
25～29歳	46.5	50.1
30～34歳	23.7	27.8
35～39歳	15.9	18.4

資料: 国勢調査



（４）児童数の動向

本町の 11 歳未満の児童数の動向をみると、年々減少傾向にあり、平成 25 年現在 2,193 人となっています。内訳は、0～5 歳 983 人、6～11 歳 1,210 人となっています。また、今後の推計値をみると、減少傾向は続くと予測されています。

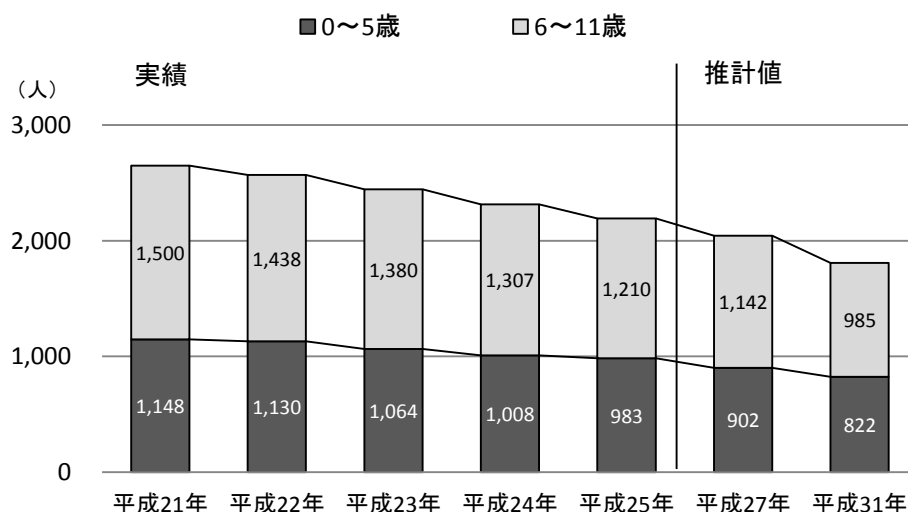
◆児童数の動向

単位：人

	実績					推計	
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成27年	平成31年
0～5歳	1,148	1,130	1,064	1,008	983	902	822
6～11歳	1,500	1,438	1,380	1,307	1,210	1,142	985

資料：住民基本台帳登録人口 4月1日現在

推計値は、コーホート変化率法による値。

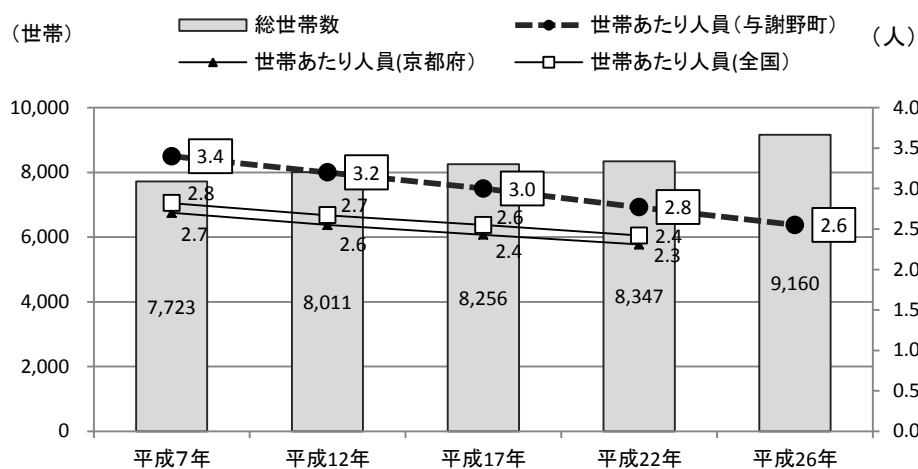


2 家庭や地域の動向

(1) 世帯の状況

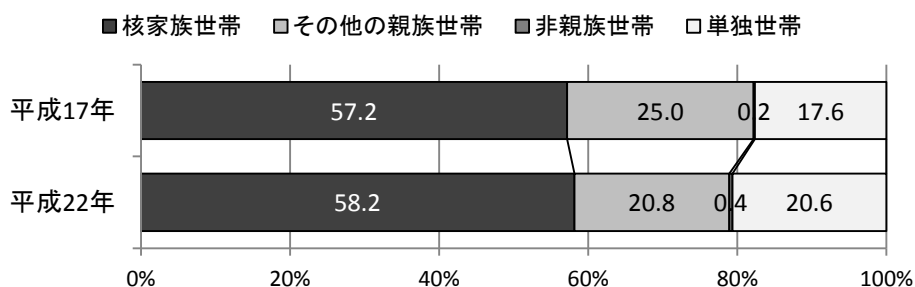
本町の世帯の推移をみると、総世帯数は増加傾向となっており、平成26年現在で9,160世帯となっています。世帯あたり人員については、全国や京都府と比較すると高い値となっていますが、急速な減少傾向がみられ、平成26年現在2.6人となっています。また、世帯構成の推移をみると、核家族世帯や単独世帯の増加傾向がみられます。

◆総世帯数と世帯あたり人員の推移



資料: 国勢調査(平成26年は11月末現在住民基本台帳)

◆世帯構成の推移



資料: 国勢調査

(2) 就労の状況

平成 22 年国勢調査によると、本町の就業率の状況は、男性は京都府全体と同水準ですが、女性は 49.3%で京都府より 4.5%高くなっています。

女性の労働力率は、子育て期以降に高くなり、全国や京都府と比較すると大きな差がみられます。

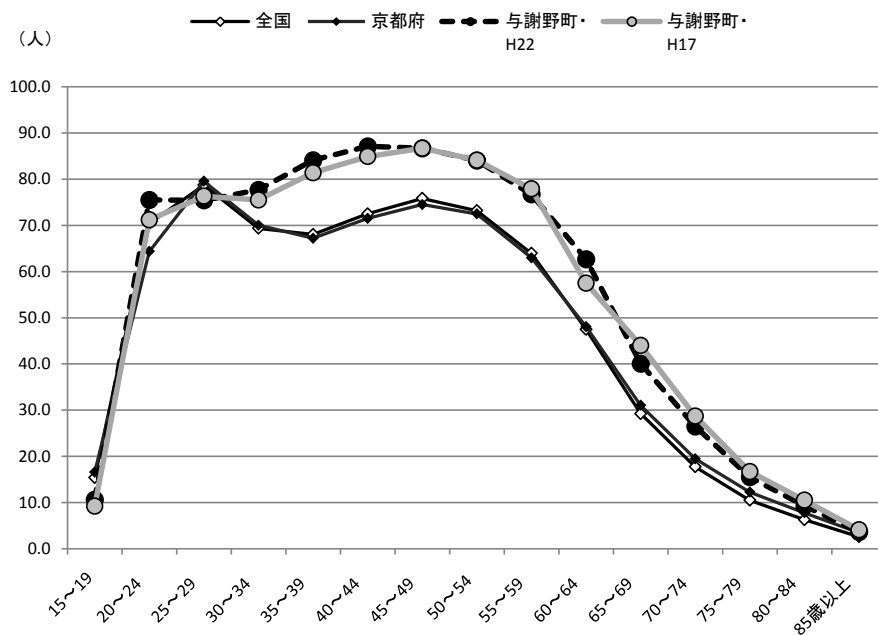
◆男女別就業率の状況（平成22年）

単位：人

	男性			女性		
	15歳以上人口	就業者	就業率	15歳以上人口	就業者	就業率
与謝野町	9,333	6,137	65.8	10,783	5,321	49.3
京都府	1,070,978	687,458	64.2	1,188,543	531,912	44.8

資料：国勢調査

女性の労働力人口比率



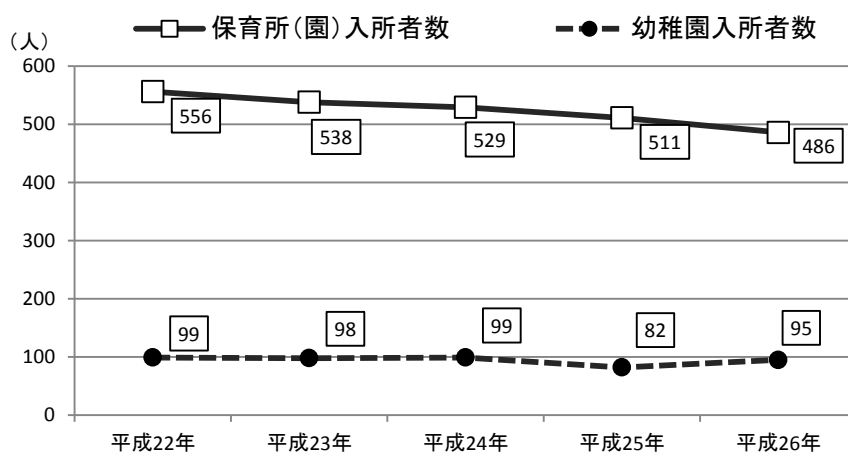
資料：国勢調査

3 子どもの状況

(1) 園児数の推移

本町の幼稚園・保育所（園）入所者数の推移をみると、幼稚園は、横ばい傾向が続いている一方で、保育所（園）は、減少傾向となっています。

◆幼稚園と保育所（園）の入所者数の推移

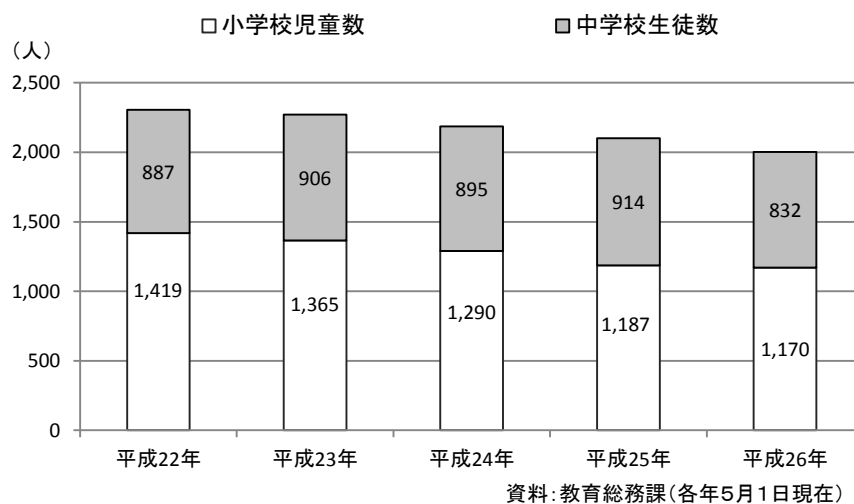


資料：保育所（園）は各年4月1日現在、幼稚園は各年5月1日現在

(2) 児童・生徒数の推移

本町の小中学校児童・生徒数の推移をみると、小学校・中学校ともに減少傾向となっています。

◆小中学校児童・生徒数の推移



◆小中学校児童・生徒数の状況 (平成26年度)

	小学校	中学校
学校数	9	3
児童・生徒数 総数	1,170	832
1年生	172	225
2年生	182	311
3年生	187	296
4年生	217	—
5年生	192	—
6年生	220	—

資料: 教育総務課

5月1日現在

◆小学校の現状 (平成26年5月1日現在)

		児童数	学級数	教職員数
合計		1,170	69	144
野田川	石川	115	7	14
	市場	171	7	18
	岩屋	42	7	12
	三河内	108	6	15
	山田	90	6	13
加悦	加悦	178	9	19
	与謝	90	6	12
	桑飼	83	7	14
岩滝	岩滝	293	14	27

資料: 教育総務課

4 就学前教育・保育の状況

(1) 保育所（園）・幼稚園・認定こども園の状況

町内の保育所（園）については、平成26年で10か所、定員数は885人となっています。入所者数は、定員を350人下回る状況となっています。幼稚園については、平成26年で3か所、定員数は275人となっており、入所者数は95人で定員を180人下回っています。認定こども園は、平成26年現在ありません。

◆保育所（園）と幼稚園の定員及び設置数

単位：か所、人

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
保育所（園）	か所数	12	12	12	10	10
	定員数	885	885	885	885	885
	入所者数	619	595	588	568	535
	公立保育所（園）	か所数	8	8	8	8
		定員数	885	885	885	885
		入所者数	556	538	511	486
	認可外保育施設	か所数	4	4	2	2
		定員数				
		入所者数	63	57	57	49
幼稚園	か所数	3	3	3	3	3
	定員数	305	305	275	275	275
	入所者数	99	98	99	82	95
	公立幼稚園	か所数	2	2	2	2
		定員数	240	240	210	210
		入所者数	86	84	61	76
	私立幼稚園	か所数	1	1	1	1
		定員数	65	65	65	65
		入所者数	13	14	21	19

資料：福祉課、教育総務課

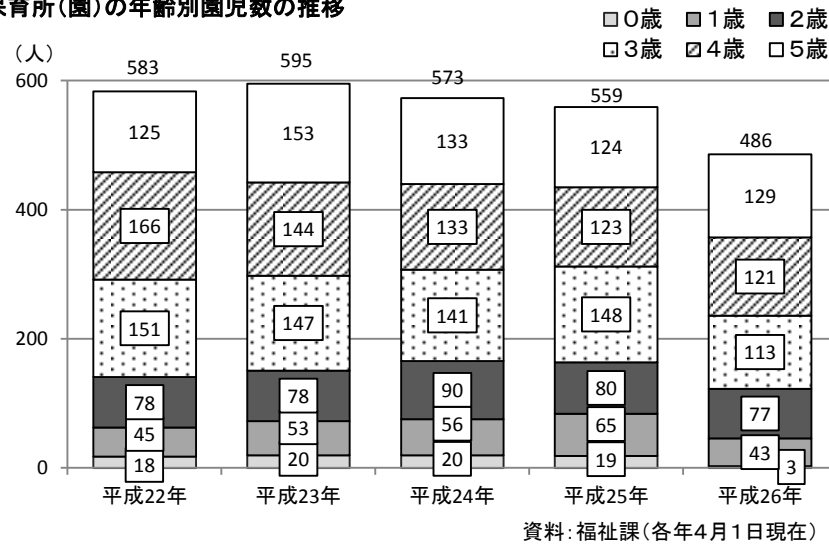
保育所（園）は各年4月1日現在、幼稚園は各年5月1日現在

◆施設別園児数等の状況（平成26年度）

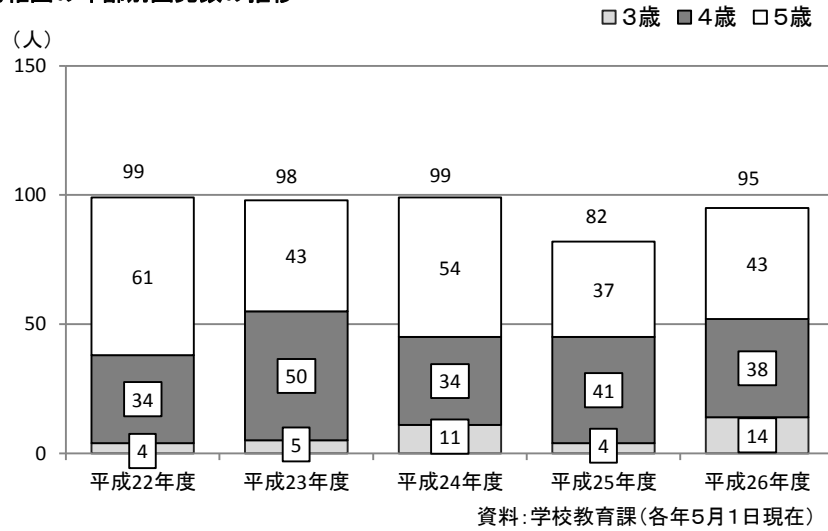
		定員	園児数						保育士・ 教員数	
			合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳		5歳
保育所(園)		954	535	4	51	84	129	133	134	113
公立	加悦	150	80	－	4	12	15	26	23	16
	与謝	90	37	－	0	7	10	8	12	8
	桑飼	90	57	1	9	14	12	14	7	15
	岩滝	180	86	1	10	9	29	21	16	15
	岩屋	45	22	－	2	5	3	5	7	7
	市場	150	69	－	3	10	15	14	27	11
	山田	90	68	1	7	11	12	14	23	11
	石川	90	67	－	8	9	17	19	14	14
私立	こどもの森	69	43	0	5	6	15	12	5	13
	きらきら星	－	6	1	3	1	1	0	0	3
幼稚園		275	95	0	0	0	14	38	43	17
公立	岩滝	105	54	0	0	0	0	23	31	8
	三河内	105	22	0	0	0	10	10	2	5
	私立	加悦聖三一	65	19	0	0	0	4	5	10

保育所（園）は4月1日現在、幼稚園は5月1日現在

◆保育所(園)の年齢別園児数の推移



◆幼稚園の年齢別園児数の推移



5 地域子ども・子育て支援事業の状況

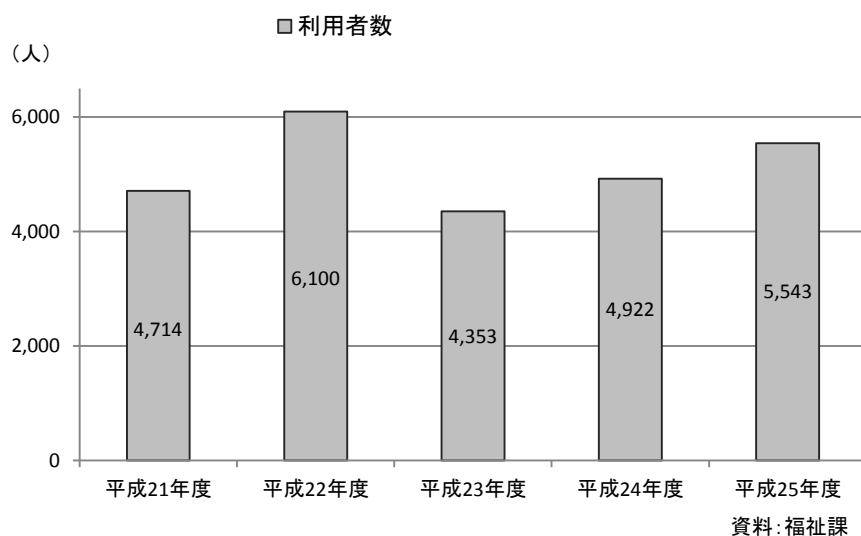
(1) 利用者支援（新規）

利用者支援については、平成 26 年度まで実施されていません。

(2) 地域子育て支援拠点事業 等

地域子育て支援拠点事業については2箇所で開催しており、平成 25 年度の利用者数は 5,543 人となっています。

◆地域子育て支援拠点事業



(3) 妊婦健康診査 等

妊婦健康診査については、平成 25 年度では受診券交付数が 175 人となっています。

◆母子手帳発行数（妊娠届出数）

単位: 人

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
母子手帳交付数	161	190	148	151	156

◆妊婦一般健康診査実施状況

単位: 人

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
受診実人員	161	190	148	157	175
受診延人員	1,771	1,859	1,705	1,700	1,794

乳幼児健康診査については、4種類の健診を実施しており、いずれも受診率が95%以上で推移しています。この他、母子保健事業として下記の各教室や相談事業にも取り組んでいます。

◇乳幼児健診

単位: 人、%

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
4か月児健康診査	170	162	158	139	150
対象者数	170	163	161	139	151
受診率	100.0%	99.4%	97.6%	100.0%	99.3%
7か月児健康診査	191	146	161	146	143
対象者数	197	148	165	148	145
受診率	97.0%	98.6%	97.6%	98.6%	98.6%
1歳6か月児健康診査	172	174	154	156	139
対象者数	174	185	155	164	143
受診率	98.9%	94.1%	99.4%	95.1%	97.2%
3歳6か月児健康診査	191	187	173	178	144
対象者数	200	193	179	180	147
受診率	95.5%	96.3%	96.6%	98.2%	98.0%

資料: 保健課

◇その他母子保健事業の状況

単位: 回、人

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
子育て教室					
開催回数	12	12	12	12	12
参加人数	128	106	98	98	117
親子教室					
開催回数	4	4	4	4	2
参加人数	22	24	18	20	5

資料: 保健課

(4) 乳児家庭全戸訪問事業・新生児訪問事業

乳児家庭全戸訪問については、平成 23 年度以降対象家庭への訪問率が 95%以上で推移しており、平成 25 年の訪問数は 166 人となっています。新生児訪問事業については、平成 24 年度以降訪問率が 95%以上となっています。

◆乳児家庭全戸訪問事業

単位:人、%

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対象者	170	163	147	157	170
訪問数	156	149	143	156	166
訪問率	91.8%	91.4%	97.3%	99.4%	97.6%

◆新生児訪問事業

単位:人、%

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対象者	170	163	147	157	170
訪問数	156	149	136	153	166
訪問率	91.8%	91.4%	92.5%	97.5%	97.6%

(5) 養育支援訪問事業 等

養育支援訪問事業については、平成 26 年度まで実施していません。

(6) 子育て支援短期利用事業

子育て支援短期利用事業（ショートステイ）については、平成 22 年度から1箇所を実施していますが、平成 25 年度の利用はありませんでした。

◆子育て短期支援事業(ショートステイ)の利用状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
児童実数(人)	0	3	0	0
児童延人数(人日)	0	7	0	0
実施か所数(か所)	1	1	1	1

資料:福祉課

(7) ファミリー・サポート・センターの状況

ファミリー・サポート・センターについては、平成 26 年度まで実施していません。

(8) 一時預かり事業

一時預かり事業については、現在3か所で実施しており、延べ利用人数は平成25年度で18人となっています。

また、幼稚園での預かり保育については、平成23年度より実施しており、平成25年度は2か所において延べ利用人数が1,440人となっています。

◆一時預かり事業

単位:か所、人

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施施設数	3	3	3	3	3
延べ利用人数	15	21	4	12	18

資料:福祉課

◆預かり保育事業

単位:か所、人

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施施設数	0	0	1	2	2
延べ利用人数			88	1,134	1,440

資料:教育推進課

(9) 延長保育事業

延長保育については、平成26年度まで実施していません。

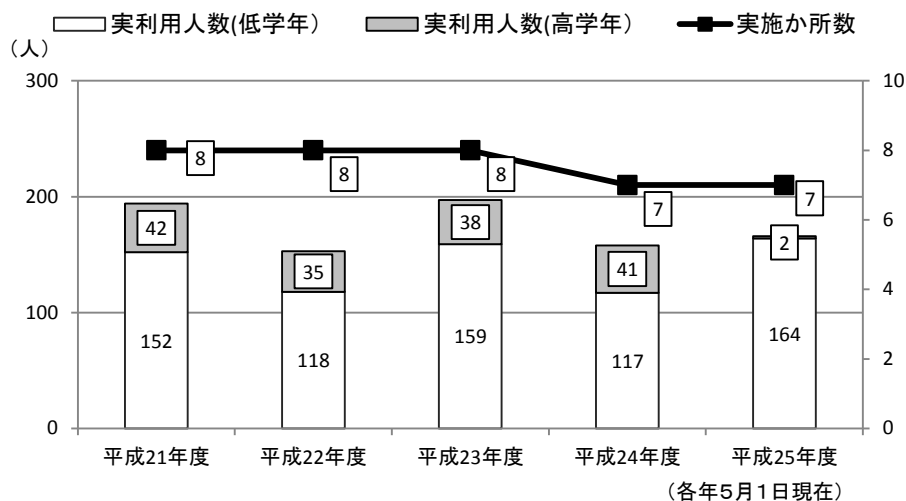
(10) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業については、平成26年度まで実施していません。

(11) 放課後児童クラブ

放課後児童クラブについては7か所で実施しており、平成25年度の実利用人数は低学年164人、高学年2人となっています。

◆放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)の推移



◆放課後児童クラブの現状（平成26年8月1日現在）

		定員	在籍児童数
合計		195	179
野田川	三河内	15	13
	岩屋		
	市場	30	30
	ジェイズキッズ	15	6
	山田	30	23
	石川	20	50
加悦	ちびっこ元気	50	33
	げんきもりもり	20	11
加悦・野田川	やすら	15	13

資料: 福祉課

(12) その他

民生委員・児童委員は平成 26 年現在 67 人で、一人あたり担当世帯数は 136.2 世帯となっています。経済支援については下記の各種手当・助成を行っています。

◆民生委員・児童委員（主任児童委員） 単位: 人、世帯

	平成21年	平成26年
合計	67	67
民生委員	61	51
主任児童委員	6	6
一人あたり担当世帯数	134.7	136.2

◆経済支援の状況（実人数） 単位: 人

		平成21年	平成26年
各種手当	合計	1,877	1,902
	児童手当	1,585	1,542
	児童扶養手当	226	290
	特別児童扶養手当	47	51
	障がい児福祉手当	19	19
各種助成	合計	45,476	42,743
	子育て支援医療費助成	31,181	28,233
	重度心身障害児(者)医療	8,127	7,987
	母子家庭医療	5,748	6,109
	父子家庭医療	420	414

資料: 福祉課、保健課

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本的な理念

子ども・子育て支援及び次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的な認識のもとに、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければなりません。

また、平成24年に制定された「子ども・子育て支援法」の次のような基本指針の内容も踏まえる必要があります。

【子ども・子育て支援法に基づく基本指針】

子どもの育ちに関する理念

- 子どもの最善の利益が実現される社会を目指すこと、すべての子どもの健やかな育ち（発達）を保障すること
- 自己肯定感を持って育まれることや一人一人の個性が活かされることの重要性

子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義

- 乳幼児期の重要性、乳幼児期の教育の役割及び意義
- 家庭の意義及び役割
- 子育て及び子育てを通じた親育ちの支援の重要性
- 施設における集団での学び・育ちの支援の意義及び役割並びに専門性・重要性
- 家庭・地域・施設等の連携の重要性等

社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

社会のあらゆる分野における構成員が子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めることや、ワーク・ライフ・バランスの推進が必要であること。

【与謝野町の子ども・子育ての基本的な理念】

このような背景をふまえ、与謝野町総合計画に掲げられた基本目標との整合のもとに、与謝野町の子ども・子育て支援の基本的な理念を次のとおりとします。

子育てするならこのまちで

保護者の状況などにかかわらず、
すべての子どもが良質な教育・保育を受けられ、健やかな育ちが保障されるまち、
豊かな自然に恵まれた環境の中で、
安心して子どもを生み育てられるまちを
地域・住民との協働のもとに目指します。

2 基本的な視点

(1) 子どもの視点

子どもに関する施策については、大人の視点だけで考えるのではなく、児童の権利に関する条約や児童憲章にもうたわれているように、子どもの権利が擁護されるよう施策を推進することが重要です。

このような中で、子ども・子育て支援、次世代育成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に、与謝野町男女共同参画計画『男女の和づくりプラン』に掲げられているように、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要です。

(2) 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めることが必要です。

(3) サービス利用者の視点

子育て家庭の生活実態や子育て支援にかかる利用者のニーズも多様化していることから、子ども・子育て支援、次世代育成支援対策の推進においては、このような多様なニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要です。

中でも、利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが重要です。このため、子ども・子育て支援、次世代育成支援対策においては、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めることが必要です。

(4) 社会全体による支援の視点

子ども・子育て支援、次世代育成支援対策は、父母等の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、国及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働のもとに対策を進めていくことが必要です。

（５）仕事と生活の調和の実現の視点

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」において、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、少子化対策や子育て支援の観点からも重要です。

（６）妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点

「子育て支援」と「働き方改革」の一層の強化に加え、「妊娠・出産支援」を含めて切れ目のない支援を推進することは、それらに関する住民の希望を実現するためにも必要です。地域の創意工夫の下、与謝野町の実情に応じた支援の展開が必要です。

（７）すべての子どもと家庭への支援の視点

子ども・子育て支援、次世代育成支援対策は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要です。その際には、支援を必要とする児童への社会的養護体制について質・量ともに整備を進めることとし、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化という観点も十分踏まえて取組を進めることが必要です。

（８）地域における社会資源の効果的な活用の視点

子育て支援に関する人材を確保する上で、保育士・教諭等の専門職だけでなく、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する育児経験豊かな主婦等を、次世代育成支援において効果的に活用することが必要です。

地域においては、子育てに関する活動を行う子育てサークル、子ども会、自治会を始めとする様々な地域活動団体、社会福祉協議会等の様々な民間事業者、主任児童委員・児童委員等が活動するとともに、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者も多く、また、各地域の民俗芸能など地域に受け継がれる伝統文化もあることから、こうした様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要です。

3 基本目標

基本的な理念及び基本的な視点やこれまでの次世代育成支援の取組を踏まえ、次の6つを基本目標とし、総合的に施策を推進していきます。

(1) 地域における子育て支援

子どもは、地域のさまざまな人々との関わりの中で育ちます。子育てを社会全体で支援する観点から保護者・家族・地域の人々が、お互いに助け合いながら子育てをする気持ちを大切にし、子育て中の家庭を地域ぐるみで応援する意識を高めるために、世代を超えたふれあいや地域における体験学習・活動を推進します。

子育てに対する相談や情報提供体制をはじめとして、地域における子育て支援サービスの充実を図るとともに、保育サービスの充実や子育て支援のネットワーク、地域における人材育成、子どもの健全育成へ向けた取組、子育て家庭への経済的支援の充実に努めます。

親になる喜びや楽しさが実感できるように、妊娠期からの継続的な支援や、父親が積極的に子育てに参加し、家族全体で協力して子どもを育てていく意識を広めます。

(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

すべての子どもが健やかに成長でき、保護者が安心して子どもを育てることができるよう、妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実を図り、子どもや母親の健康の確保、病気の予防や早期発見への取組、学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実、食育の推進に加え、緊急時や必要時に適切な医療を受けることができる小児医療体制の充実や不妊治療対策など、継続的な支援を推進します。

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもたちが、その成長とともに豊かな心と身体を育んでいくために、保健・教育等のさまざまな分野が連携し、各発達段階に応じた学習機会や体験学習・情報提供を行い、総合的な「生きる力」を育成するための環境を整備します。

また、次代の親を育成するために、子どもを生み育てることの意義や大切さを学べる教育機会を充実します。さらに、父母等の保護者の意識が重要であることから、親自身も学び育つことができるよう豊かなつながりの中での家庭教育の充実や地域の教育力の向上へ向けた取組を進めます。

（４）子育て家庭にやさしい環境の整備

社会経済の変化やモータリゼーションの進展によって、子どもが身近な場所で自由に遊ぶことのできる場が少なくなっています。また、昨今、子どもに関する社会的事件が急増していることから、子どもを犯罪から守り、安心して外出したり遊んだりできる安全・安心なまちづくりを進めます。また、子育て世帯向けの良質な住宅の確保や公共施設等における「子育てバリアフリー」の推進など、子育てを支援する生活環境の整備を図ります。

（５）職業生活と家庭生活との両立の推進

職業生活と家庭生活との両立を通じて少子化対策や次世代育成支援の向上が図られるよう、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るための広報・啓発等を推進するとともに、仕事と子育ての両立支援のための基盤整備や多様な働き方に対応した子育て支援の展開に努めます。

（６）要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

被虐待児童・障害児・ひとり親家庭など、権利侵害を受けやすい、あるいは既に権利侵害を受けている子どもとその家庭に対するきめ細かな取組を推進するため、京都府が行う施策との連携のもとに、児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援、障害児施策の充実等に努めます。

4 施策の体系

基本目標	施策の方向
地域における子育て支援	○ 地域における子育て支援サービスの充実 ○ 保育サービスの充実 ○ 子育て支援のネットワーク ○ 子どもの健全育成 ○ 交流や集いの場づくり ○ 地域における人材育成 ○ 子育て家庭への経済的支援の充実
母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	○ 子どもや母親の健康の確保 ○ 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 ○ 食育の推進 ○ 小児医療の充実
子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	○ 次代の親の育成 ○ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 ○ 豊かなつながりの中での家庭や地域の教育力の向上
子育て家庭にやさしい環境の整備	○ 良好な居住環境の整備 ○ 安全・安心なまちづくりの整備 ○ 子ども等の安全の確保
職業生活と家庭生活との両立の推進	○ 仕事と生活の調和の実現のための広報・啓発等の推進 ○ 仕事と子育ての両立支援のための基盤整備、子育て支援の展開
要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	○ 児童虐待防止対策の推進 ○ ひとり親家庭等に対する自立支援の充実 ○ 障害児施策の充実

第2部 事業計画

(法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画)

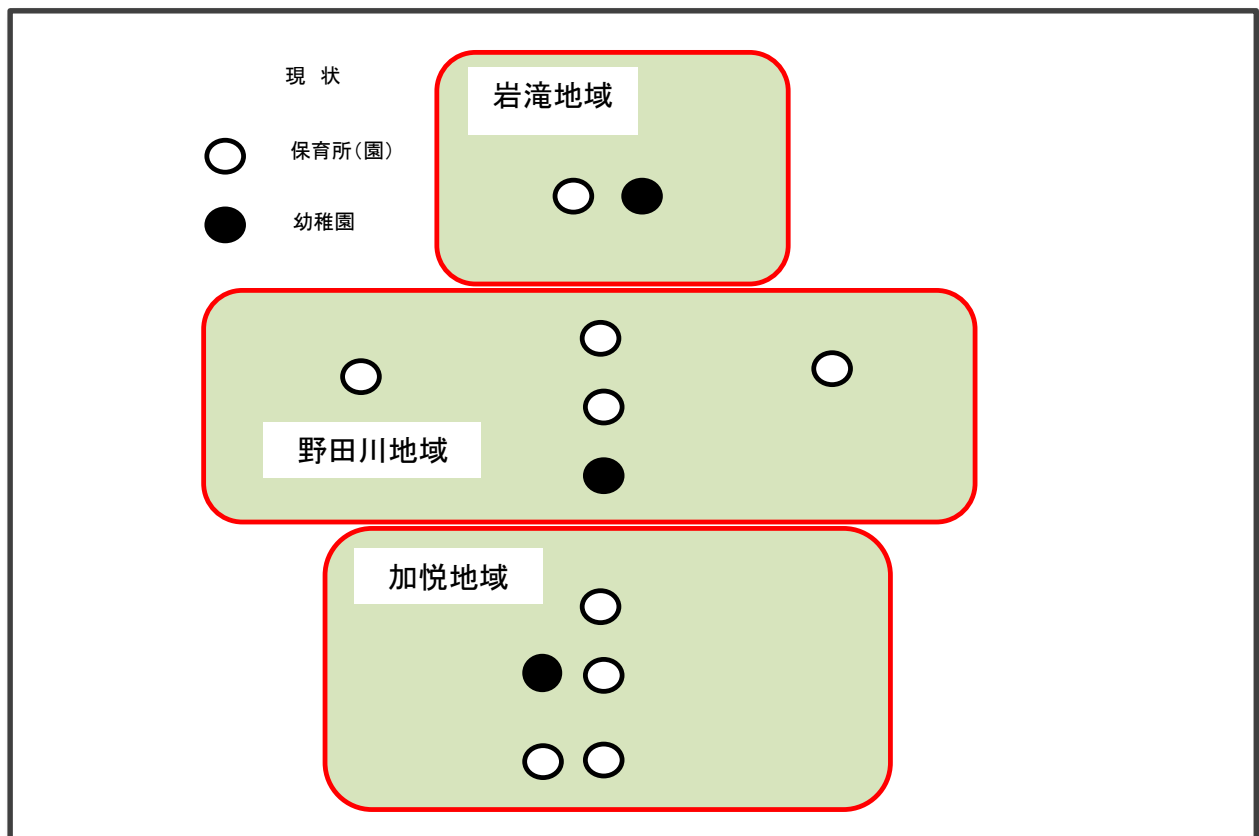
第1章 教育・保育提供区域の設定

1 区域設定の考え方

- 区域設定については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があります。
- その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定することとされています。

2 区域設定

- 本町では「教育・保育」について、3地域ごとに認定こども園化を推進することを基本方針とすること、「地域子ども・子育て支援事業」のほとんどの事業について3地域ごとに需給調整することから、3地域を提供区域の基本とします。



第2章 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

1 幼児期の教育・保育の量の見込み

- これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から、認定の区分ごとに必要な量の見込みを算出、設定します。

2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

- 教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。
- 提供体制確保の実施時期は、「待機児童解消加速化プラン」において目標年次としている平成29年度末までに、各年度の量の見込みに対応する教育・保育施設及び地域型保育事業を整備することを目指し、設定します。

【与謝野町全体における量の見込みと確保方策】

		平成 27 年度				平成 28 年度			
		3～5 歳 教育のみ (1号)	3～5 歳 保育あり (2号)		0～2 歳 保育あり (3号)	3～5 歳 教育のみ (1号)	3～5 歳 保育あり (2号)		0～2 歳 保育あり (3号)
			幼稚園 の希望 が強い	左記 以外			幼稚園 の希望 が強い	左記 以外	
①量の見込み(必要利用定員総数)		40	45	370	230	40	40	350	230
②確保 方策	特定教育・保育施設	40	385		185	40	360		185
	特定地域型保育事業	0	0	0	30	0	0	0	30
	認可外保育施設	0	0	30	15	0	0	30	15
②確保方策 合計		40	415		230	40	390		230
②－①		0	0		0	0	0		0

平成 29 年度				平成 30 年度				平成 31 年度			
3～5 歳 教育のみ (1号)	3～5 歳 保育あり (2号)		0～2 歳 保育あり (3号)	3～5 歳 教育のみ (1号)	3～5 歳 保育あり (2号)		0～2 歳 保育あり (3号)	3～5 歳 教育のみ (1号)	3～5 歳 保育あり (2号)		0～2 歳 保育あり (3号)
	幼稚園 の希望 が強い	左記 以外			幼稚園 の希望 が強い	左記 以外			幼稚園 の希望 が強い	左記 以外	
40	40	345	220	40	40	335	220	40	40	325	220
40	355		180	40	345		180	40	335		180
0	0	0	25	0	0	0	25	0	0	0	25
0	0	30	15	0	0	30	15	0	0	30	15
40	385		220	40	375		220	40	365		220
0	0		0	0	0		0	0	0		0

(1) 加悦地域

【現在の状況】（平成 25 年度）

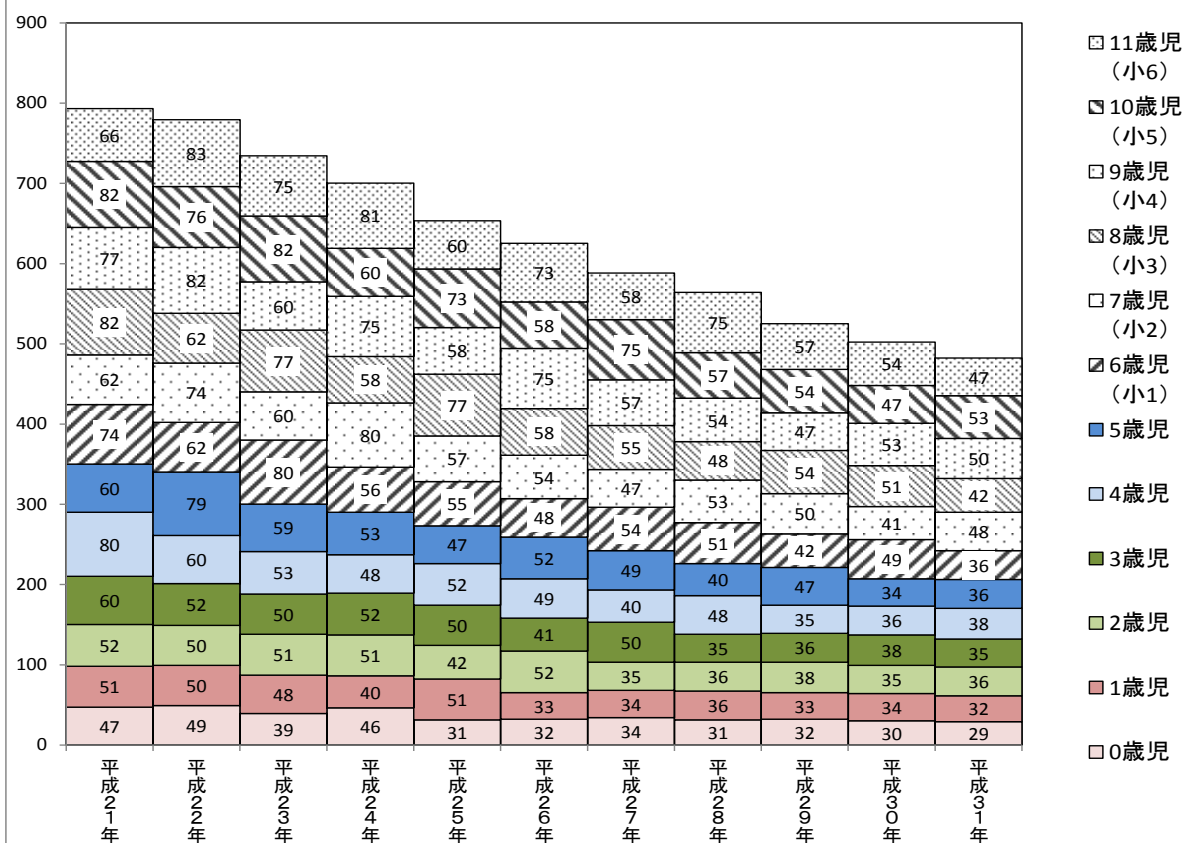
	1 号 幼稚園	+	2 号 幼稚園希望 それ以外	+	3 号 0～2歳	=	計
定員	65		330				395
利用	22		121		49		192

（定員の内訳）

私立幼稚園 65 人	公立加悦保育園 150 人
	公立与謝保育園 90 人
	公立桑飼保育園 90 人
	認可外保育施設 69 人プラス α

【児童数の推計】

加悦地域の児童数推計



【ニーズ量（必要利用定員総数） 平成29年度】

1号 幼稚園	+	2号		+	3号 0～2歳	=	計
		幼稚園希望	それ以外				
3		3	96		70		172
6			166				

【確保方策の検討案】

認定こども園		
私立幼稚園		地域型保育の検討
		認可外保育施設

- 公立加悦保育園、与謝保育園、桑飼保育園については、計画期間中の開設を目指して幼保連携型認定こども園としての整備を図ります。
- 3号の受入れ対策として地域型保育の導入を検討します。

【量の見込みと確保方策】

単位：人

		平成27年度				平成28年度			
		3～5歳 教育のみ (1号)	3～5歳 保育あり (2号)		0～2歳 保育あり (3号)	3～5歳 教育のみ (1号)	3～5歳 保育あり (2号)		0～2歳 保育あり (3号)
			幼稚園 の希望 が強い	左記 以外			幼稚園 の希望 が強い	左記 以外	
①量の見込み(必要利用定員総数)		5	5	115	70	5	5	100	70
②確保 方策	特定教育・保育施設	5	105		50	5	90		50
	特定地域型保育事業	0	0	0	10	0	0	0	10
	認可外保育施設	0	0	15	10	0	0	15	10
②確保方策 合計		5	120		70	5	105		70
②－①		0	0		0	0	0		0

平成29年度				平成30年度				平成31年度			
3～5歳 教育のみ (1号)	3～5歳 保育あり (2号)		0～2歳 保育あり (3号)	3～5歳 教育のみ (1号)	3～5歳 保育あり (2号)		0～2歳 保育あり (3号)	3～5歳 教育のみ (1号)	3～5歳 保育あり (2号)		0～2歳 保育あり (3号)
	幼稚園 の希望 が強い	左記 以外			幼稚園 の希望 が強い	左記 以外			幼稚園 の希望 が強い	左記 以外	
5	5	100	70	5	5	90	70	5	5	90	70
5	90		50	5	80		50	5	80		50
0	0	0	10	0	0	0	10	0	0	0	10
0	0	15	10	0	0	15	10	0	0	15	10
5	105		70	5	95		70	5	95		70
0	0		0	0	0		0	0	0		0

(2) 岩滝地域

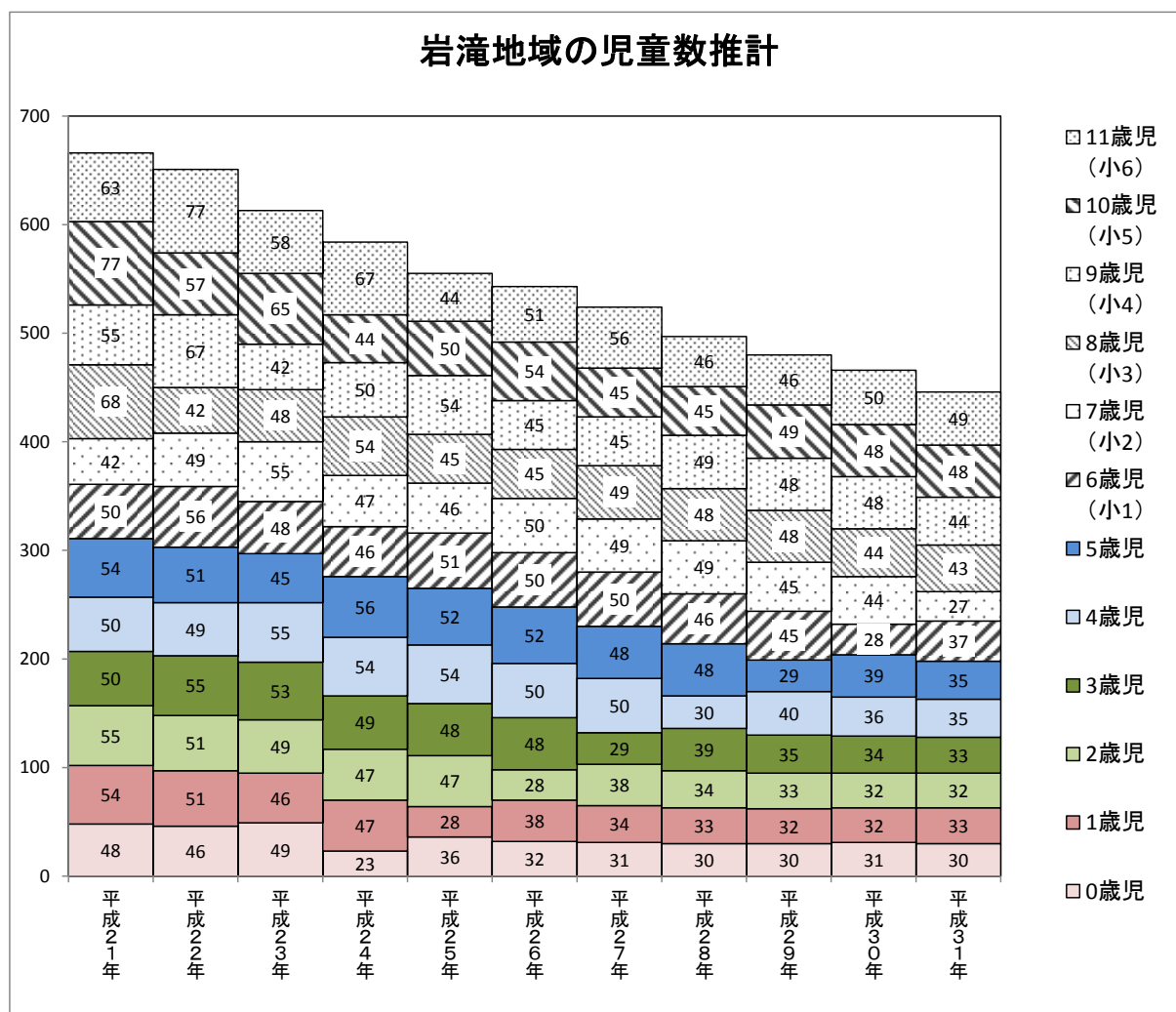
【現在の状況】（平成 25 年度）

	1 号 幼稚園	+	2 号 幼稚園希望 それ以外	+	3 号 0～2歳	=	計
定員	105		180				285
利用	55		78		27		160

（定員の内訳）

公立岩滝幼稚園 105 人	公立岩滝保育所 180 人
------------------	------------------

【児童数の推計】



【ニーズ量（必要利用定員総数） 平成29年度】

1号 幼稚園	2号		3号	計
	幼稚園希望	それ以外	0～2歳	
17	21	63	52	153
38	115			

【確保方策の検討案】

認定こども園		
私立幼稚園		地域型保育の検討
		認可外保育施設

- 公立岩滝幼稚園、公立岩滝保育所については、計画期間中の開設を目指して幼保連携型認定こども園としての整備を図ります。
- 3号の受入れ対策として地域型保育の導入を検討します。

【量の見込みと確保方策】

単位：人

		平成 27 年度				平成 28 年度			
		3～5 歳 教育のみ (1号)	3～5 歳 保育あり (2号)		0～2 歳 保育あり (3号)	3～5 歳 教育のみ (1号)	3～5 歳 保育あり (2号)		0～2 歳 保育あり (3号)
			幼稚園 の希望 が強い	左記 以外			幼稚園 の希望 が強い	左記 以外	
①量の見込み(必要利用定員総数)		20	30	80	55	20	25	75	55
②確保 方策	特定教育・保育施設	20	105		45	20	95		45
	特定地域型保育事業	0	0	0	10	0	0	0	10
	認可外保育施設	0	0	5	0	0	0	5	0
②確保方策 合計		20	110		55	20	100		55
②－①		0	0		0	0	0		0

平成29年度				平成30年度				平成31年度			
3～5歳 教育のみ (1号)	3～5歳 保育あり (2号)		0～2歳 保育あり (3号)	3～5歳 教育のみ (1号)	3～5歳 保育あり (2号)		0～2歳 保育あり (3号)	3～5歳 教育のみ (1号)	3～5歳 保育あり (2号)		0～2歳 保育あり (3号)
	幼稚園 の希望 が強い	左記 以外			幼稚園 の希望 が強い	左記 以外			幼稚園 の希望 が強い	左記 以外	
20	25	65	50	20	25	70	50	20	25	65	50
20	85		40	20	90		40	20	85		40
0	0	0	10	0	0	0	10	0	0	0	10
0	0	5	0	0	0	5	0	0	0	5	0
20	90		50	20	95		50	20	90		50
0	0		0	0	0		0	0	0		0

(3) 野田川地域

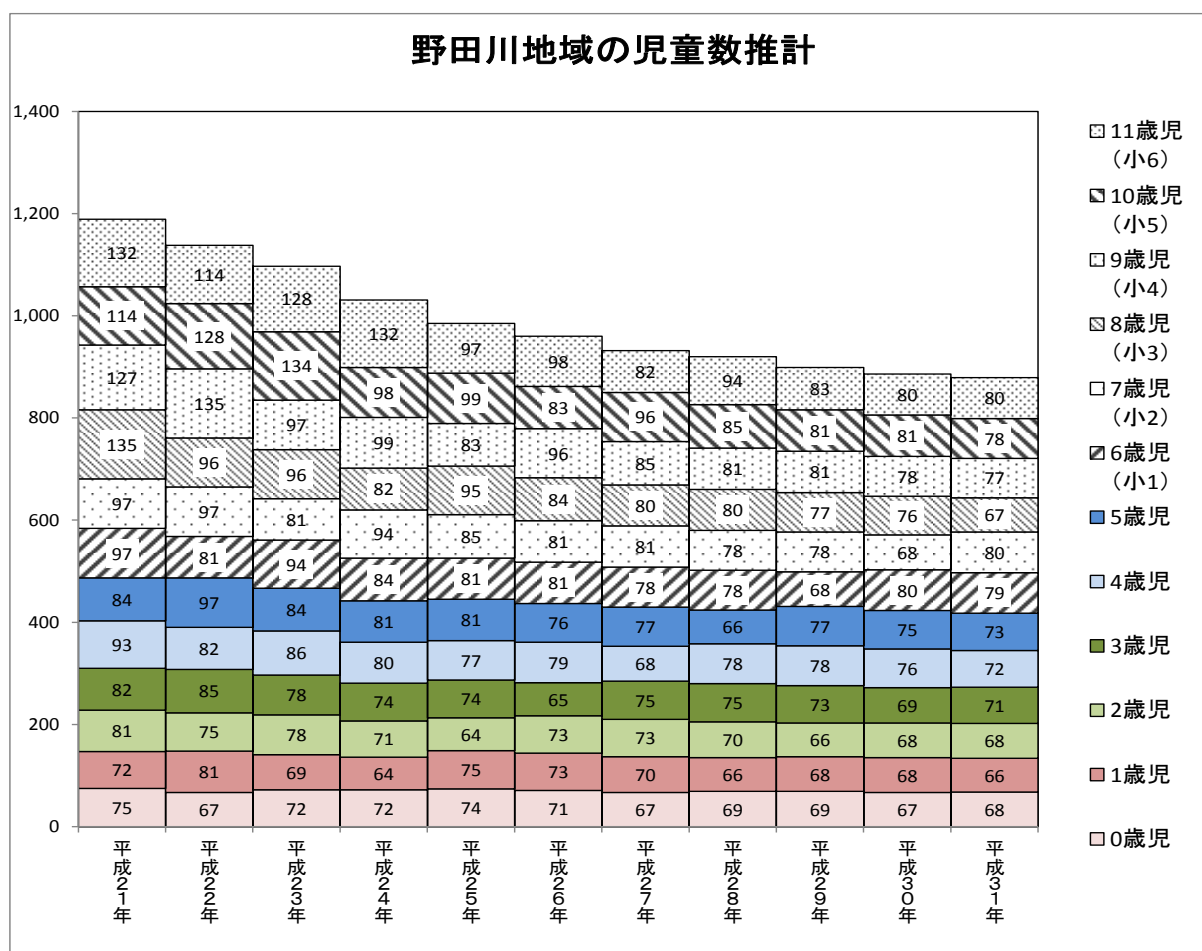
【現在の状況】（平成 25 年度）

	1 号 幼稚園	+	2 号 幼稚園希望 それ以外	+	3 号 0～2歳	=	計
定員	105		375				480
利用	6		183		53		242

（定員の内訳）

公立三河内幼稚園 105 人	公立岩屋保育所 45 人
	公立市場保育所 150 人
	公立山田保育所 90 人
	公立石川保育所 90 人

【児童数の推計】



【ニーズ量（必要利用定員総数） 平成29年度】

1号 幼稚園	2号		3号 0～2歳	計
	幼稚園希望	それ以外		
11	11	179	101	302
22	280			

【確保方策の検討案】

認定こども園		
私立幼稚園	地域型保育の検討	認可外保育施設

- 公立三河内幼稚園、公立岩屋保育所、市場保育所、山田保育所、石川保育所については、計画期間中の開設を目指して幼保連携型認定こども園としての整備を図ります。
- 3号の受入れ対策として地域型保育の導入を検討します。

【量の見込みと確保方策】

単位：人

		平成 27 年度				平成 28 年度			
		3～5 歳 教育のみ (1号)	3～5 歳 保育あり (2号)		0～2 歳 保育あり (3号)	3～5 歳 教育のみ (1号)	3～5 歳 保育あり (2号)		0～2 歳 保育あり (3号)
			幼稚園 の希望 が強い	左記 以外			幼稚園 の希望 が強い	左記 以外	
①量の見込み(必要利用定員総数)		15	10	175	105	15	10	175	105
②確保 方策	特定教育・保育施設	15	175		90	15	175		90
	特定地域型保育事業	0	0	0	10	0	0	0	10
	認可外保育施設	0	0	10	5	0	0	10	5
②確保方策 合計		15	185		105	15	185		105
②－①		0	0		0	0	0		0

平成29年度				平成30年度				平成31年度			
3～5歳 教育のみ (1号)	3～5歳 保育あり (2号)		0～2歳 保育あり (3号)	3～5歳 教育のみ (1号)	3～5歳 保育あり (2号)		0～2歳 保育あり (3号)	3～5歳 教育のみ (1号)	3～5歳 保育あり (2号)		0～2歳 保育あり (3号)
	幼稚園 の希望 が強い	左記 以外			幼稚園 の希望 が強い	左記 以外			幼稚園 の希望 が強い	左記 以外	
15	10	180	100	15	10	175	100	15	10	170	100
15	180		90	15	175		90	15	170		90
0	0	0	5	0	0	0	5	0	0	0	5
0	0	10	5	0	0	10	5	0	0	10	5
15	190		100	15	185		100	15	180		100
0	0		0	0	0		0	0	0		0

第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

- これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から、認定の区分ごとに必要な量の見込みを算出、設定します。

2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

- 教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

（1）利用者支援（新規）

【概要】

子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、学童保育（放課後児童クラブ）等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行います。

【実施方針】

身近な場所に設置することにより、情報提供・相談支援等に加えて、予防的な効果も期待されることから、認定こども園の整備と合わせ提供区域に1箇所を基本に設置します。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	箇所数	3	3	3	3	3
確保方策	箇所数	3	3	3	3	3

【確保の方策】

- 提供区域ごとの確保の方策は次のとおりとします。

提供区域	現状	確保の方策
加悦地域	加悦子育て支援センター	加悦子育て支援センター
岩滝地域	岩滝子育て支援センター	岩滝子育て支援センター
野田川地域	野田川子育て支援センター	野田川子育て支援センター

（２）時間外保育事業

【概要】

保護者の勤務時間や通勤時間の都合で、保育標準時間を超えて継続的に保育が必要な場合や、急な残業等で一時的に保育時間の延長が必要な場合に利用するものです。

【実施方針と確保の方策】

幼保連携型認定こども園において、保育標準時間プラス 30 分の保育を実施するなかで、対応します。

さらなる時間外保育については、今後のニーズの動向を見極めながら検討します。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	人数	4	4	4	4	4

（３）放課後児童健全育成事業

【概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の児童が、学童保育所（放課後児童クラブ）を利用するものです。

【実施方針】

見込まれる利用人数に対応できる提供体制を整備します。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	低学年児の利用人数	225	220	211	201	190
	高学年児の利用人数	123	120	109	107	104
	箇所数	9	9	9	9	9
確保方策	定員	345	345	320	310	300
	箇所数	7	7	8	8	8

【確保の方策】

○ 提供区域ごとの確保の方策は次のとおりとします。

提供区域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	確保の方策
加悦地域	定員	160	160	145	140	130	現在の3学童保育所
	箇所数	3	3	3	3	3	
岩滝地域	定員	65	65	60	55	55	認定こども園設置時に児童館を廃止し、学童保育所を新設
	箇所数	0	0	1	1	1	
野田川地域	定員	120	120	115	115	115	現在の4学童保育所
	箇所数	4	4	4	4	4	

○ すべての就学児童に対し、放課後の居場所づくりを総合的に提供する放課後子ども総合プランの推進として、小学校の余裕教室等を活用し、児童の遊び・生活の場の提供に努め、学童保育（放課後児童クラブ）と放課後子ども教室の一体的な実施を検討します。

（４）子育て短期支援事業（ショートステイ）

【概要】

保護者が疾病等で児童の養育が一時的に困難となった場合に、施設で児童を保護・養育するものです。

【実施方針】

支援事業について、保護者へ周知徹底を行うとともに、委託施設によりニーズに対応します。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	見込まれる利用入日	2	2	2	2	2
確保方策	子育て短期支援事業 （ショートステイ）	2	2	2	2	2

（５）乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等

【概要】

乳児家庭全戸訪問事業は、生後４か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うものです。

養育支援訪問事業は次の対象者に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言等の支援を行うものです。

- 乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要支援児童）
- 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者
- または出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（特定妊婦）

【実施方針】

予防の視点からも、乳児家庭全戸訪問事業とそこからつながる養育支援訪問事業の十分な実施体制を確保します。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	乳児家庭全戸訪問事業（見込まれる人数）	132	130	131	128	127
	養育支援訪問事業（見込まれる人数）	15	15	15	15	15
確保方策	実施体制	9	9	9	9	9
	実施機関	保健課	保健課	保健課	保健課	保健課

【確保の方策】

- 提供区域ごとの確保の方策は次のとおりとします。

提供区域	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	確保の方策
加悦地域	2	2	2	2	2	保健師による全戸訪問
岩滝地域	2	2	2	2	2	保健師による全戸訪問
野田川地域	5	5	5	5	5	保健師による全戸訪問

（６）地域子育て支援拠点事業

【概要】

核家族化や地域のつながりの希薄化にともなって家庭や地域の子育て機能が低下したことや、子育て中の保護者の孤独感・不安感・負担感の増大等に対応するため、地域の身近な場所で乳幼児と保護者の相互の交流、子育てに関する相談、情報の提供、助言などの支援を行います。

【実施方針】

身近な場所に設置するため、おおむね提供区域に１箇所を基本に設置します。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	見込まれる利用人口 （月あたり）	772	750	742	734	729
確保方策	箇所数	3	3	3	3	3

【確保の方策】

○ 提供区域ごとの確保の方策は次のとおりとします。

提供区域	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	確保の方策
加悦地域	193	193	193	185	182	加悦子育て支援センター
岩滝地域	241	227	222	222	222	岩滝子育て支援センター
野田川地域	338	330	327	327	325	野田川子育て支援センター

（７）一時預かり事業（在園児対象型）

【概要】

通常の幼稚園教育時間の開始前や終了後、夏休みなどの幼稚園休業日に園児を預かる事業です。

【実施方針と確保の方策】

認定こども園を整備することにより受け入れ体制の確保を図ります。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	①1 号認定による利用 (人日/年)	93	86	76	80	76
	②2 号認定による利用	－	－	－	－	－
確保方策	一時預かり事業(在園 時対象型)※	93	90	80	80	80

（８）一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

【概要】

保護者の私用などで、一時的に家庭で保育できない場合に利用するものです。

事業としては一時預かりのほか、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業を除く]）が想定されています。

【実施方針】

認定こども園を整備することにより受け入れ体制の確保を図ります。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	見込まれる利用人日（年間）	32	31	31	30	30
確保方策	一時預かり事業（在園児対象型を除く）	32	31	31	30	30
	子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）	0	0	0	0	0
	子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	0	0	0	0	0

【確保の方策】

○ 提供区域ごとの確保の方策は次のとおりとします。

提供区域	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	確保の方策
加悦地域	7	7	7	6	6	現行の一時預かり事業を継続し、認定こども園設置後は認定こども園において実施します。（計画期間中の開設）
岩滝地域	7	6	6	6	6	現行の一時預かり事業を継続し、認定こども園設置後は認定こども園において実施します。（計画期間中の開設）
野田川地域	18	18	18	18	18	現行の一時預かり事業を継続し、認定こども園設置後は認定こども園において実施します。（計画期間中の開設）

（９）病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

【概要】

子どもが病気又は病気の回復期にあり、保育所等が利用できず、保護者も就労等で保育できない場合に利用するものです。

【実施方針】

ニーズに対応するため、定員２人程度の病児保育１箇所の設置を検討します。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	見込まれる利用人日 (年間)	505	480	466	461	453
確保方策	病児保育事業	0	0	0	0	460
	子育て援助活動支援 事業(病児・緊急対応 強化事業)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

○ 町全域を提供区域とし、病児保育１箇所の設置を図ります。

提供区域	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	確保の方策
与謝野町	0	0	0	0	1	診療所等への設置を検討

（１０）子育て援助活動支援事業（就学後）

【概要】

育児等へのサポートを依頼したい会員に対して、育児支援をしたい子育て経験者等の会員が、有料でサポートを提供するものです。

【実施方針】

ニーズ調査結果では利用量の見込みがありませんが、子育て支援だけでなく、幅広い層を対象とした仕組みづくりを将来の検討課題とします。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	見込まれる利用人日 (週あたり)	0	0	0	0	0
確保方策	子育て援助活動支援事業(就学後)	0	0	0	0	0

（１１）妊婦に対する健康診査

【概要】

妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるよう、医療機関で受ける妊婦健康診査（医学的検査を含む）にかかる費用のうち一定の額を公費で負担するものです。

【実施方針】

見込まれる利用量に対応できる提供体制を整備します。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	見込まれる人数	130	131	128	127	126
	健診回数	1820	1834	1792	1778	1764
確保方策	実施場所	医療機関				
	検査項目	厚生労働省妊婦健診の実施についての基準に基づく項目				
	実施時期	随時。1 人あたり 14 回。				

第4章 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該 学校教育・保育の推進に関する体制の確保

1 認定こども園の推進

- 各地域1箇所ずつの認定こども園化を推進することにより教育・保育の質の向上を図ります。
- 新たな認定こども園の定員規模については、将来的に過剰なものとならないよう中長期的なスパンで子どもの人口を推計したうえで設定します。
- クラス人数等の集団規模について子どもの健全な発達を支援する観点から適正な規模が保障されるよう図ります。

2 地域型保育の導入

- 特に3号（3歳未満児の保育）ニーズに応えるため、認定こども園と連携した地域型保育（小規模保育等）の導入を図ります。
- 地域型保育の場所については、現状の教育・保育施設等の有効活用を図ります。

3 人材の確保

- 幼児期の教育・保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、教育・保育ニーズに対応するための保育士・教諭等の確保に努めます。
- 子育て支援に参画したい地域の人材を活用する「子育て支援員（仮称）」などの仕組みを検討します。

4 教育・保育に係る関係機関の連携

- 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）を図るための取組を推進します。
- 幼保小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携を図るための取組を推進します。

第3部 次世代育成支援行動計画

(法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項を含む)

第1章 地域における子育て支援

近年、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育て家庭の孤立化や負担感の増大、地域における子育て力の低下などが懸念されています。今後は、子育てを社会全体で支援していくことが必要です。

そのためには、既存の施設を有効に活用し、子育て家庭と地域との交流を促進して、地域での子育て支援体制を充実させるとともに、子ども・子育て支援法にもとづき子育て支援サービスの充実を図ることが必要です。

1 地域における子育て支援サービスの充実

子育てを社会全体で支援していく観点から、本町における様々な子育て支援サービスの充実を図ることが必要です。また、子育てに関し不安や悩みが生じても解決が図れるよう、地域の身近なところで子育ての情報を入手したり相談できる機会や場が必要です。

このため、子育て支援に関する情報の提供、相談及び助言並びにあっせん、調整を行うとともに、母子保健に関する事業との連携及び調和の確保に努めます。

事業名	事業内容	担当課
1 子育て相談	相談内容も多様化しているため、子育て全般を対象とした総合的な相談窓口の設置を検討します。(利用者支援)	福祉課
2 子育て支援に関する情報・資料提供	年1回程度冊子の情報更新を行い、掲載内容の充実を図ります。	福祉課
3 地域子育て支援センター事業	町内3箇所のセンター運営を継続し、さらなる子育て支援の充実を図ります。	福祉課
4 子育てサポートセンター事業	事業を継続し、認定こども園設置後は、認定こども園内においてサポートセンター事業を実施します。	福祉課
5 主任児童委員の活用	主任児童委員活動を活発化し、児童虐待や子育てに関する相談・援助活動の充実に努めます。乳児健診会場において周知・啓発を実施しており、その成果等について主任児童委員を中心に検証する機会を持ち、今後の活動内容に反映させます。	福祉課

6 乳幼児家庭支援事業の検討	・乳児のいる家庭を訪問し、相談・助言を行う「乳児家庭全戸訪問事業」を継続します。 ・「養育支援訪問事業」については福祉課と連携のもと、福祉サービスの利用を図り支援につなげます。	保健課
7 ファミリーサポートセンターの検討	子育て支援のみに限定せず、幅広い内容の援助を対象とした仕組みづくりを将来の検討課題とします。	福祉課
8 私立保育施設への助成	引き続き、民間の保育施設へ運営費の助成を行います。	福祉課

2 保育サービスの充実

保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえて、子ども・子育て支援法にもとづき、必要な措置の実施に努め、多様な保育需要に対応できるようサービスの提供体制の充実を図ります。また、保育士の専門性の確保など保育サービスの質の向上に努めます。

事業名	事業内容	担当課
9 通常保育（2号認定）	公立の幼稚園、保育所を再編し、認定こども園の設置を行い、就学前のすべての子どもに、統一した教育・保育を提供するものとします。	福祉課
10 時間外保育	認定こども園の設置に伴い、標準保育時間の他に、早朝の時間外保育を実施します。	福祉課
11 乳児保育（3号認定）、産後の休業及び育児休業後における教育・保育の円滑な利用の確保	認定こども園の設置に伴い、満10ヶ月未満の受け入れについて検討します。 産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用できるよう、環境整備を進めるとともに、情報提供や相談支援を行います。	福祉課
12 一時保育	現行の一時保育事業を継続し、認定こども園設置後は、認定こども園内において事業を実施します。	福祉課
13 保育所保育士研修	乳幼児保育教育の課題を的確に捉え、専門職としての保育教育者の資質及び指導力の向上を図るため、各種研修に参加する他、全保育士（臨時職員含む）を対象とした全員研修会を実施します。	福祉課
14 保育所施設整備	認定こども園の設置に伴い、新規施設の建設又は既存施設の改修等、計画的な施設整備を実施します。	福祉課
15 病児・病後児保育の検討	病気やその回復期にあり集団保育に支障がある場合、一時的に保育を行う「病児・病後児保育」について、診療所等への設置等、医療機関への委託を検討します。	福祉課

3 子育て支援のネットワーク

各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、各種の方法によって情報提供に努めるとともに、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を進めます。

事業名	事業内容	担当課
16 児童相談事業	いじめ・不登校・進学・児童虐待など子育てをとりまく相談内容も多様化しているため、子ども全般を対象とした総合的な相談窓口の設置を検討します。	教育委員会 福祉課 保健課
17 子育て支援に関する情報提供	「与謝野町の子育て応援」冊子、広報、ホームページ等、随時情報更新を行い、掲載内容の充実を図ります。	教育委員会 福祉課 保健課

4 子どもの健全育成

少子化が進む中で、ふれあい・遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達を支援するため、地域住民の協力を得ながら、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりを進めます。

共働き家庭等の小学生の遊び・生活の場を確保するとともに、学童保育（放課後児童クラブ）を推進します。

事業名	事業内容	担当課
18 学童保育施設整備・運営	放課後留守家庭の小学生児童に対し、学童保育施設において指導を行い、健全育成を図ります。施設と指導員を確保し、充実した放課後児童の健全育成事業となるよう、さらに質の高い学童保育の実現を行います。また、岩滝地域の児童館を廃止し、新たな学童保育の設立を行います。	福祉課
19 放課後子ども総合プランの推進	すべての就学児童に対し、放課後の居場所づくりを総合的に提供する放課後子ども総合プランの推進として、小学校の余裕教室等を活用し、児童の遊び・生活の場の提供に努め、学童保育（放課後児童クラブ）と放課後子ども教室の一体的な実施を検討します。	教育委員会 福祉課
20 学校施設の開放	学校教育活動に支障がない限り、町民が身近に利用できる文化・スポーツ活動の場として学校施設を開放します。	教育委員会
21 体育館等施設の利用提供	生涯スポーツ振興のため、社会体育施設の開放を行います。今後、岩滝体育館においては耐震診断に応じて大規模な改修が必要となり、施設の在り方を含めて検討します。	教育委員会

22 公民館活動委託事業	各地域の分館における公民館活動に取り組むとともに、さらなる活性化策について検討を進めます。	教育委員会
23 スポーツ施設の充実	町民の生涯スポーツにかかるスポーツ施設については、町の公共施設マネジメントにより施設の在り方を含め検討します。	教育委員会
24 青少年健全育成事業	青少年健全育成の取組を継続しながら、与謝野町としての一体感の醸成を図ります。	教育委員会
25 PTA 事業費補助金	引き続き、PTA活動の支援に努めます。	教育委員会
26 PTA・子ども会等活動補助事業 社会教育関係団体活動補助事業	引き続き、各地区で活動される青少年健全育成団体への支援に努めます。 各種団体の活動に協力することで、引き続き社会教育の推進を図ります。	教育委員会
27 中体連・小体連助成	児童生徒の体育・スポーツの振興と競技力の向上につながる取組を実施します。	教育委員会
28 ブックスタート事業	乳児健診時に本を介し、親子のふれあいを促進するため、引き続き、職員が会場に出向き、保護者への絵本の読み聞かせを行います。	保健課 教育委員会
29 図書館・視聴覚ライブラリー事業の充実	子どもの感性や創造性を育成するため、月に１度（館ごとに実施）のおはなし会をはじめとする読書意欲を高めるイベントを実施します。また、蔵書のうち児童書の充実を図り、利用を促進します。	教育委員会
30 少年少女スポーツ団体活動補助事業	子どもたちの健全育成を目指し、指導者研修会、クラブ補助金の交付、加盟団体のクラブ員増加を目的とした広報を実施します。	教育委員会
31 三河内山の家・池ヶ成キャンプ場の運営	施設が使用可能な間は、継続して提供し、自然に対する親しみを深め、心身の健全な発達を図ります。	教育委員会 商工観光課
32 音楽フェスティバル事業	各小中学生による楽器演奏・合唱等の発表会を実施します。	教育委員会
33 スポーツ教室の開催	青少年の健全育成、健康の増進、スポーツの普及、技術の向上を目的として、ニュースポーツ教室を継続的に実施し、子どもだけでなく大人の参加者増加を目指します。	教育委員会
34 スポーツクラブ	子どもから高齢者まで世代を超えてスポーツが楽しめるようイベントの開催を行います。	教育委員会
35 地区公民館活動推進事業	地区公民館の推進事業において、引き続き、青少年健全育成講座や家庭教育講座などの青少年健全育成等に取り組んでいきます。	教育委員会
36 スポーツ推進委員連絡協議会補助	積極的に研修に参加し、スポーツ推進委員の質の向上を図ります。また、スポーツ推進委員主催とするイベントも開催します。	教育委員会
37 体育協会助成事業	体育協会主催で開催している町内駅伝を今後も継続させながら、子どもから大人までスポーツ人口を増やすための支援に努めます。	教育委員会
38 放課後子ども講座事業	子ども達の居場所づくりを確保するため、各種講座を開催します（京のまなび教室推進事業）。放課後児童クラブとの連携についても検討します。	教育委員会
39 土曜・夏休み子ども講座事業	多彩な体験活動の機会づくりとして、地域の方々等の協力を得ながら、各種講座を開催します（土曜日の教育支援体制等構築事業）。	教育委員会

5 交流や集いの場づくり

子どもの健全育成のための安全・安心な居場所づくりと合わせて、保育所・学校の余裕教室や地域の公共施設、空き店舗・空き家など多様な地域資源の活用を図りながら、様々な地域サロンなどとの連携による多世代での交流や集いの場づくりに努めます。

事業名	事業内容	担当課
40 地域における交流・集いの場づくり	多様な地域資源の活用を図りながら、様々な地域サロンなどとの連携による多世代での交流や集いの場づくりについて、今後も可能な範囲で支援を行います。	教育委員会 福祉課

6 地域における人材育成

子ども・子育て支援新制度下での子育て支援の充実のため、人材の確保が必要であり、「子育て支援員（仮称）」など育児経験豊かな主婦等を中心とした人材の養成に努め、地域の人材の効果的な活用を図ります。

事業名	事業内容	担当課
41 「子育て支援員（仮称）」の設置	小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、学童保育、地域子育て拠点等の事業における新たな人材確保として、育児経験豊かな主婦等を対象として、必要な研修を修了した者を「子育て支援員（仮称）」として認定し、これらの分野の活躍につなげます。	福祉課

7 子育て家庭への経済的支援の充実

経済的支援を必要とする子育て家庭をはじめ、すべての子育て家庭に対して、各種の経済的支援を行います。

事業名	事業内容	担当課
42 子ども・児童手当	継続して児童手当法に基づき支給します。	福祉課
43 保育料	子ども・子育て新支援制度の施行に伴い、新たな保育料の設定を行います。 公平性の確保から滞納処分を強化します。	福祉課
44 就学援助	引き続き、就学困難な児童生徒に対して援助し、健やかな学校生活が送れるよう援助します。	教育委員会
45 幼稚園就園奨励	私立幼稚園に通う園児の保護者への経済的負担の軽減を図ります。	教育委員会
46 高等学校等奨学金（貸与）	高等学校の授業料無償化や府が行う修学資金貸与との事業重複により高等学校生の貸与申請件数が減少していることから、平成 26 年度より奨学資金貸与の対象区分を大学生等に改正し、需要のある大学生等への貸与を主に事業継続します。	教育委員会

第2章 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

子どもを安心して育てるためには、21世紀における母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」（第二次計画）の趣旨を踏まえつつ、妊娠期から出産期、新生児期、乳幼児期における親子の健康を確保するための母子保健事業の充実とともに、子育てや子どもの心身の健康に関する相談や情報提供、「食」を通じた各種施策の充実を図ることが必要です。

一方、思春期においては、薬物乱用等や喫煙・飲酒、過剰なダイエットの増加等の問題などが深刻化していることから、これらの正しい知識の普及・啓発に努めます。

また、必要な時に適切な医療が受けられるよう小児医療体制等の整備を図ります。

1 子どもや母親の健康の確保

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実を図り、乳幼児健診、新生児訪問、育児教室等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実に努めます。また、発達障害への支援の充実を図ります。

	事業内容	担当課
47 母子健康手帳交付	妊産婦及び乳幼児の健康管理を進めるため、妊娠届けの際に母子健康手帳を交付します。保健課のみの交付とし、保健師による専門職での交付を実施していきます。	保健課
48 妊婦健康診査受診票の交付	妊婦及び胎児の健康管理のため実施する健康診査については、国、府の動きに合わせ、現状維持していきます。	保健課
49 妊娠・出産・育児に関する情報提供	保健師が直接母子手帳、妊婦健康診査受診券を交付するとき、指導も含めて、妊娠、出産、育児に関するパンフレット等必要な情報を提供していきます。	保健課
50 乳幼児健康診査	乳幼児の健全な発育、発達を促進するため実施している乳幼児健診を継続し、子育て支援も含めた個別対応を充実していきます。	保健課
51 予防接種	伝染病に対する免疫確保を図り、伝染病の蔓延防止と感染予防に努めるため、国の動きに合わせて、必要な方へ接種勧奨を行います。	保健課
52 妊産婦・新生児家庭訪問	継続して妊産婦、新生児のいる家庭を保健師が訪問し、必要な支援を行います。 また、養育支援訪問が必要なケースへの強化を図ります。	保健課

53 幼児健康相談	幼児の健全な発育、発達を促進するため、必要な乳幼児を対象に、身体計測と保健指導を実施します。また、子育ての不安解消等希望者に育児相談を実施します。	保健課
54 離乳食教室	KYT の利用もあわせて、引き続き栄養士による離乳食指導と保健師による育児指導、赤ちゃん体操などを行います。また、4～5か月の子どもを対象に離乳食の指導、母親同士の交流、育児指導を実施します。	保健課
55 フッ素洗口事業	虫歯予防と歯の健康意識を高めるため、幼稚園・小学校においてフッ素洗口を実施します。	保健課
56 発達サポート事業	年中児を対象に、相談・支援事業を実施し、集団生活の中で顕在化する軽度な発達障害児を早期に発見し、関係機関の連携によりスムーズな就学を支援します。フォロー体制として、ソーシャルスキルトレーニングの導入を検討します。 また、保護者対象にほめ方教室を実施します。	保健課

2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

十代の自殺や不健康やせ等の思春期における様々な問題に対応し、健全な成長を支援するため、心のケアや性に関する健全な意識のかん養と併せて、妊娠期前から妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及を図ります。また、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る相談体制の充実を図ります。

事業名	事業内容	担当課
57 心の教育関連事業	いじめや校内暴力等の問題行動、不登校や学校不適應など相談内容も多様化しているため、子ども全般を対象とした総合的な相談窓口の設置を検討します。	教育委員会
58 妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及	小・中学生を対象として、発達段階に応じた指導等、今後も更に研究協議等を通して、課題解決を図ります。 妊娠期前から妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及を図ります。	教育委員会

3 食育の推進

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野を始めとする様々な分野の連携のもとに、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めます。

また、全国的な低出生体重児の増加等を踏まえ、母性の健康の確保を図る必要があることから、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を進めます。

事業名	事業内容	担当課
48 乳幼児健康診査（再掲）	乳幼児の健全な発育、発達を促進するため実施している乳幼児健診を継続し、子育て支援も含めた個別対応を充実していきます。	保健課
51 幼児健康相談（再掲）	幼児の健全な発育、発達を促進するため、必要な乳幼児を対象に、身体計測と保健指導を実施します。また、子育ての不安解消等希望者に育児相談を実施します。	保健課
52 離乳食教室（再掲）	KYT の利用もあわせて、引き続き栄養士による離乳食指導と保健師による育児指導、赤ちゃん体操などを行います。また、4～5か月の子どもを対象に離乳食の指導、母親同士の交流、育児指導を実施します。	保健課
59 保育所・学校等での食育の推進	栄養士が保育所を巡回し、年長児を対象に紙芝居やカードなどを使用し楽しみながら食について学ぶ機会をつくります。 食育の大切さを学び、好き嫌い・偏食等食生活改善への取組に結び付く事業の推進を図ります。	教育委員会
60 家庭での食育の推進	繰り返し食育の大切さを啓発し家庭での食育について考えていただく機会の充実を図ります。	教育委員会

4 小児医療の充実

安心して子どもを生み、健やかに育てることができるよう、小児医療の充実・確保に取り組めます。特に、安心して「いいお産」ができるよう地域医療体制の確保・連携を図ります。

事業名	事業内容	担当課
61 子育て支援医療	町内に居住する就学前の乳幼児及び小中学生を養育する保護者への医療費の一部助成を継続します。	保健課
62 地域医療体制の充実	地域医療確保奨学金貸付制度の活用などによって、小児科・産婦人科をはじめとする医師の確保に努めます。平成 26 年度に制度を緩和して利用しやすく改正したことにより利用者の増加を期待します。	保健課

第3章 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

家庭は、子どもにとって教育の出発点であり、家族の協力の下、基本的な生活習慣や自立心、社会的マナーなどを育成する場として重要な役割を担っています。

しかし、近年、家庭における教育力の低下や知育偏重の広がりが指摘されている一方、都市化の進行等による地域住民の助け合いの場や機会の減少がみられ、家庭や地域における子育て力の強化が求められています。

また、学校においては、子どもたちがそれぞれの個性を伸ばしながら、人間関係や社会ルールなどを学び、自主性や感受性を育ていけるよう教育環境を充実することが求められており、本町の良好な自然や多様な地域文化を活かしながら、様々な自然体験や社会体験の場を提供します。また、次代を担う男女が、協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義や大切さに関する啓発を進めます。

1 次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取組を推進することが必要です。

特に、中学生等が、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所、幼稚園及び乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げるための取組を推進します。

事業名	事業内容	担当課
63 若者が乳幼児とふれあう機会づくり	中学生等の若者が、保育所、幼稚園及び乳幼児健診の場等を活用するなどして、乳幼児とふれあう機会を広げ、保育・指導方法についての学習を進めます。	教育委員会
64 子どもを生み育てることの意義に関する啓発	引き続き、各分野が連携して、子どもを生み育てることの意義に関する啓発を進めます。他の動向に注意を払い、必要に応じては事業の見直しも検討していきます。	教育委員会 福祉課 保健課

2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

幼児期の教育は生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要なものであり、子ども・子育て支援法にもとづき、認定こども園の整備をはじめ、必要な措置の実施に努めます。

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、確かな学力の向上、豊かな心の育成、健やかな体の育成、地域に開かれた学校づくりへ向けた取組により、学校の教育環境等の整備に努めます。また、学校の再配置へ向けた取組を進めます。

事業名	事業内容	担当課
65 幼児教育の充実（1号認定）	認定こども園の整備を推進するなかで、保護者の就労の有無等にかかわらず、すべての子どもが質の高い幼児教育を受けられるよう必要な措置を講じていきます。	福祉課 教育委員会
66 私立幼稚園助成	私立幼稚園の運営負担の軽減を図るため助成を引き続き行います。	教育委員会
67 学校再配置の検討	（子ども・子育て会議において、年度内に答申をいただき、町の方針を固めます。）	教育委員会
68 人権教育の充実	今日までの取組を継続しつつ、現代的な課題を取り入れるなど、多くの方に興味を持ってもらえるような工夫を凝らしながら、人権意識の高揚に、引き続き努めていきます。	教育委員会
69 ゲスティーチャー事業	地域に根付いた、開かれた学校づくりができるよう、校外活動の実施及び地域の人材を活用する事業を推進していきます。	教育委員会
70 中学校生徒会活性化事業	円滑な生徒会活動ができるよう、今後も補助を行います。	教育委員会
71 教職員研修	よりよい学校運営と教職員一人一人の能力・適性等に応じた指導力の向上を図るため、各種研修の充実を図ります。	教育委員会
72 情報教育環境の充実	引き続きリース更新の際には児童生徒に社会で要求されるスキルが身に付くよう、適切な仕様の機器を検討し導入します。また、導入した機器を活用できるよう教員のスキルアップが必要です。加えて、現在スマートフォン等のIT機器を利用した生徒指導上の問題が全国的に発生しており、使用にあたってのモラル教育の推進を図ります。	教育委員会
73 子ども自然体験活動事業	生きる力を育む事業として取り組んでいる、子ども自然体験活動事業（サマーキャンプ）について、必要に応じてプログラムの内容を見直しつつ、さらに効果的な事業として実施します。	教育委員会
74 教育相談事業	いじめや学校不適応など相談内容も多様化しているため、子ども全般を対象とした総合的な相談窓口の設置を検討します。	教育委員会

75 外国語指導助手活用事業	国際理解を深めるため、ALT の能力の差を補い合えるよう合同で勉強会を行っていき、引き続き JET プログラムを利用した小中学校の外国語活動・英語授業を推進します。また、夏季休業中など授業のないときを利用して地域への出前授業も継続して行います。	教育委員会
76 非常勤講師活用事業	人間に対する愛着を深めさせ、豊かな人権意識を持ちながら社会的に自立させていく教育活動を継続します。	教育委員会
77 絵画・作文・標語等の公募展の実施	環境、交通安全、納税等身近な問題について、小、中、高校生を対象に、絵画・作文・標語等を募集するなど、認識を深めていく取組を継続します。	教育委員会
78 京都府統計グラフコンクール	統計思想の普及向上と統計の表現技術の研鑽に資するため、引き続き、町内の小中学校へ募集依頼を行うとともに一般からも応募してもらうよう具体的な取組を行います。	総務課
79 学校環境整備	児童等の学習及び生活の場として良好な環境を確保するとともに、防災面、防犯面などについても、安全性を備えた安心感のある施設環境の整備を進めていきます。	教育委員会

3 豊かなつながりの中での家庭や地域の教育力の向上

家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭教育が困難な社会となっていることから、地域や学校等の豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、地域コミュニティの協働による家庭教育支援の強化が必要です。

父母等の保護者が子育てについての第一義的責任をもつという基本的認識のもとに、学校・家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協力し、地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力の向上を目指します。

事業名	事業内容	担当課
80 家庭教育支援事業	子どもの健全育成のためには、家庭における教育力を高める必要があるとの認識に立ち、継続して、家庭教育学習の機会の確保に努めます。	教育委員会
81 子育て支援講演会	子育てに伴う不安や悩みを解消・軽減するため、講演という形に捉われることなく、引き続き必要な情報提供に努めていきます。	教育委員会
82 子育て講演会	PTA と連携した子育て支援に関する講演会について、各小学校 P T A で取り組んでいただけるよう、可能な範囲で支援を行っていきます。	教育委員会

第4章 子育て家庭にやさしい環境の整備

近年、子どもが巻き込まれる事故や犯罪等が少なくなく、子どもの安全が保障されているとはいえません。子どもや子育て家庭が地域社会で安心して生活できる環境整備が求められています。合わせて、子どもたちや子育て家庭が犯罪や事件に巻き込まれることのないよう、身近な存在である地域全体で見守ることが必要です。

また、子育て世帯向けの良質な住宅の確保や公共施設等における「子育てバリアフリー」の推進など、子育てを支援する生活環境の整備を図ります。

1 良好な居住環境の整備

子育て世帯を支援していく観点から、公営住宅等を活用しつつ、ファミリー向け住宅の供給を支援するとともに、子育て世帯が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、環境整備に努めます。

事業名	事業内容	担当課
83 福祉のまちづくりの推進	高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児を連れた人等すべての人が暮らしやすいまちづくりを推進します。	福祉課
84 公園整備	老朽化が目立ち整備が必要な遊具から整備を行っていきます。	教育委員会
85 ファミリー向け住宅供給の支援	公営住宅等のストックを活用し、ファミリー向け住宅供給の支援に努めます。	建設課
86 「子育てバリアフリー」の推進	妊産婦、乳幼児連れの者等すべての人が安心して外出できるよう、公共施設については、今後も京都府福祉のまちづくり条例に則り、子育て世帯にやさしいトイレ等の整備を含めバリアフリー化を行います。 あわせて、妊産婦への配慮、ベビーカー使用者への配慮等の理解を深める「心のバリアフリー」のための取組を進めます。	建設課 福祉課

2 安全・安心なまちづくりの整備

安全・安心な生活環境の整備へ向けて、事故の危険性の高い通学路などにおいて、歩道等の整備等、安全・安心な歩行空間の整備を進めます。

また、子どもが事故等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、公園等の公共施設等について、安全面での点検・整備に努めます。

事業名	事業内容	担当課
87 安心・快適な歩行空間の整備	交通事故の防止と、交通弱者の安全を確保するため、歩道の設置と改良を進めるとともに、すべての人が安心して快適に通行できるような歩行空間の整備に努めます。	建設課
88 交通安全灯設置事業	各地区の要望に応じ、LED 化を含む交通安全灯を設置し、交通事故防止・防犯対策を講じます。	建設課

3 子ども等の安全の確保

子どもを災害や犯罪、交通事故等から守るため、地域住民と連携しながら、各種の安全確保対策に取り組めます。

事業名	事業内容	担当課
89 防火啓発事業	保育所や学校等での防火指導（防火講話・避難訓練・消火訓練等）については、これまでの取組を継続するとともに、より多くの幼児児童が参加できるような取組を検討します。	総務課
90 防犯対策の推進	与謝野町防犯推進協議会を中心に防犯パトロールや防犯啓発事業を展開し、犯罪を寄せ付けない地域づくりを継続的に推進します。	総務課
91 交通安全啓発事業	与謝野町交通安全対策委員等による保育所や幼稚園での親子交通安全指導を継続して実施するとともに、チャイルドシートの正しい使用の徹底や自転車の安全利用の推進へ向けた啓発に努めます。	総務課

第5章 職業生活と家庭生活との両立の推進

少子化対策や次世代育成支援の向上を図る上で、仕事と生活の調和を図り、男女が共に自己実現と社会参加を果たせる環境を整えることが必要です。

このため、「与謝野町男女共同参画計画『男女の和づくりプラン』」をはじめ、子ども・子育て支援法における基本指針や「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を踏まえながら、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るための広報・啓発等を推進するとともに、仕事と子育ての両立支援のための基盤整備や多様な働き方に対応した子育て支援の展開に努めます。

1 仕事と生活の調和の実現のための広報・啓発の推進

仕事と生活の調和の実現へ向けて、京都府、事業所、労働関係機関、子育て支援活動を行う民間団体等と相互に密接に連携、協力し合いながら、事業所や地域住民への広報・啓発を進めます。

事業名	事業内容	担当課
92 広報の推進	町広報紙やホームページ等を活用し、子ども・子育て支援や次世代育成支援、仕事と生活の調和の実現のための啓発を進めます。	商工観光課 企画財政課
93 事業所の取組支援	次世代育成支援や仕事と生活の調和の実現へ向けた好事例の情報提供等により、事業所の主体的な取組を支援します。	商工観光課

2 仕事と子育ての両立支援のための基盤整備、子育て支援の展開

保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実、家庭的保育の支援など、多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。

事業名	事業内容	担当課
9～15 保育サービスの充実（再掲）	保育サービスについては子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえ、多様な保育ニーズに対応できるようサービスの提供体制の充実を図ります。	福祉課
18 放課後児童クラブ（学童保育）の充実（再掲）	放課後留守家庭の小学生児童に対し、学童保育所において指導を行い、健全育成を図ります。施設と指導員を確保し、充実した放課後児童の健全育成事業となるよう、さらに質の高い学童保育の実現を行います。また、岩滝地域の児童館を廃止し、新たな学童保育の設立を行います。	福祉課
7 ファミリーサポートセンターの検討（再掲）	子育て支援のみに限定せず、幅広い内容の援助を対象とした仕組みづくりを将来の検討課題とします。	福祉課

第6章 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

すべての子どもは、性別や家族状況、出身地など、置かれた環境によって、人権が侵害されることなく、それぞれの個性が尊重され健やかに生きていくことが保障されています。

しかし、近年、児童虐待やいじめ等子どもの人権を脅かす問題が増加しており、今後は、子どもの人権が侵害されることの無いよう、一人一人の人権尊重の意識を高めていくことが重要です。さらに、児童虐待やいじめなど子どもの人権を脅かす問題に対して、地域ぐるみでの対応や、そのような行為を未然に防ぐための取組も重要となっています。

また、離婚などの増加による、ひとり親家庭の増加がみられることから、個別のニーズに応え、自立のための支援や相談体制の充実、きめ細かな福祉サービスの展開を図る必要があります。

障害のある子どもや保護者については、日常生活における自立や社会参画を行う上で、さまざまな制約を受けがちであることから、障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域の中で自立した生活を行い、積極的に社会参加できるよう、ノーマライゼーションの理念に沿って、誰もが安心して暮らせる環境づくりが必要です。

これらの施策については、京都府が行う施策との連携を図りながら進めます。

1 児童虐待防止対策の推進

児童虐待による深刻な被害や死亡事例が生じることはあってはならないとの認識のもと、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を整備し、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に努めます。

事業名	事業内容	担当課
94 児童虐待防止対策の充実	困難事例への対応等のため、職員研修の充実を図り、関係機関の連携・参加による与謝野町要保護児童対策地域協議会のもとに、児童虐待に関する相談体制の充実、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に向け、さらに専門的対応ができる体制を整えていきます。	福祉課

2 ひとり親家庭等に対する自立支援の充実

ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るため、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援を主眼に置き、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策について、適切な対策を実施していきます。

また、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進します。

事業名	事業内容	担当課
95 母子家庭等医療費助成	母子父子家庭の母又は父及び児童、父母のいない児童に対して医療費を助成します。	保健課
96 児童扶養手当	国制度により、平成26年12月から、年金受給者との併給調整を開始します。	福祉課
97 母子家庭奨学金	母子家庭等の児童の教育や養育に関する費用として奨学金の支給を行います（府制度）。	福祉課
98 母子寡婦福祉資金貸付	母子家庭や寡婦に各種資金の貸付を行います（府制度）。	福祉課
99 母子寡婦福祉団体の貸付制度への資金貸付	今後も、ひとり親家庭の緊急時の経済的不安の解消のため、母子寡婦福祉会の貸付制度への資金貸付を行います。	福祉課
100 母子寡婦福祉団体への補助	ひとり親家庭相互の交流事業を推進します。また、日常生活支援事業の実施要望が増加しているため、ファミリーサポート事業の委託等を検討します。	福祉課
101 母子世帯の公営住宅への優先入居	住宅に特に困っている母子家庭に対し、府営住宅の入居者の募集時に入居に対し、配慮します。	建設課

3 障害児施策の充実

障害児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療及び療育の提供、在宅サービスの充実、保育・就学支援を含めた教育・保育支援体制の整備などの取組を推進します。

事業名	事業内容	担当課
102 障害児保育	障害児の受け入れを図るため、障害の特性に応じて加配保育士の配置を行います。	福祉課
103 放課後児童クラブでの障害児の受け入れ	障害のある児童の受け入れを図るため、さらに充実した内容（質・量ともに）となるよう障害の特性に応じた対応や選択ができる運営体制を強化します。	福祉課
104 児童居宅介護	在宅で介護や家事などの日常生活の援助、外出時に付き添い介助が受けられるよう、利用計画によりサービス提供の管理を強化することで、適切な事業運営を図ります。	福祉課
105 児童デイサービス	日常生活や集団生活への適応などの指導・訓練を通して受けられるよう、利用計画によりサービス提供の管理を強化することで、適切な事業運営を図ります。	福祉課
106 児童短期入所	児童福祉施設などに短期入所し、適切な支援が受けられるよう、受け入れ事業所の拡充により選択肢の増加を図ります。	福祉課
107 重度身体障害児日常生活用具給付	重度の心身障害児に対して、日常生活を容易にするため、浴槽や便器などの日常生活用具について、課題を意識し、継続して給付事業を実施します。	福祉課
108 重度障害児補装具給付	重度障害児の失われた部位、障害のある部分を補って、必要な身体機能を獲得し、あるいは補うために用いられる用具の交付及び修理について、国制度に併せ、独自施策についても課題検討しつつ継続して給付を行います。	福祉課
109 障害児福祉手当	日常生活上、常時特別の介護を要する在宅の重度障害児に対し、支給される手当について、課題を意識し、継続して事業を行います。	福祉課
110 特別児童扶養手当	国制度により、精神または身体が障害の状態にある 20 歳未満の児童を監護している保護者に対し、支給される手当の申請受付を行います。	福祉課
111 福祉タクシー事業	引き続き、心身に重度の障害のある児・者を対象として、タクシー利用料助成を実施し障害児者の外出支援を図ります。	福祉課
112 就学指導	障害のある児童・生徒のより適正な就修学を実現するため、教育相談・体制の充実、特別支援教育の充実に向けて、ユニバーサルデザインの教育、支援ファイル（ひまわりノート）の活用に努めます。	教育委員会
113 特別支援教育就学奨励費	引き続き、特別支援教育諸学校または特別支援学級へ就学する児童等の保護者へ、就学のために必要な経費の一部を補助し、教育の機会均等を目指します。	教育委員会
114 重度心身障害児医療費助成	重度心身障害児に対する医療費の助成を行います。	保健課

◆◆◆ 資料編 ◆◆◆

与謝野町子ども・子育て会議条例

与謝野町子ども・子育て会議運営規則

与謝野町子ども・子育て会議委員名簿

与謝野町子ども・子育て会議の経過

与謝野町子ども・子育て会議条例

平成25年6月20日

与謝野町条例第28号

(設置)

第1条 本町に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、与謝野町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(任務)

第2条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、町が実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策について、町長又は教育委員会の諮問に応じ、調査審議する。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務及び施策に関し、必要に応じ町長又は教育委員会に建議することができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第4条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、町長が教育委員会の意見を聴いて委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子育て世代の保護者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、当該特別の事項に係る臨時委員は、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉課及び教育委員会事務局において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 町は、委員及び臨時委員に対し、与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例（平成18年与謝野町条例第43号）の定めるところにより、報酬を支給し、与謝野町特別職の職員で非常勤のものの費用弁償に関する条例（平成18年与謝野町条例第45号）の定めるところにより、職務を行うための費用を弁償する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に必要な事項は、子ども・子育て会議が町長及び教育委員会の同意を得て定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行後最初に委嘱される子ども・子育て会議の委員の選任のための手続その他のこの条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

与謝野町子ども・子育て会議運営規則

平成25年12月27日

与謝野町規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、与謝野町子ども・子育て会議条例（平成25年与謝野町条例第28号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 与謝野町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。

3 会長は、会議の議長として議事を整理する。

(会議の公開等)

第3条 会議は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

第4条 会議における議事は、次の事項を含め議事録に記載するものとする。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席した委員の氏名

(3) 議事となった事項

2 議事録及び配布資料は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(協力等の依頼)

第5条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第75条第1項又は同条第2項に基づく関係行政機関の長その他の者に対する必要な協力等の依頼は、会長が行う。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成25年7月5日から適用する。

与謝野町子ども・子育て会議委員名簿

◎会長 ○副会長 （敬称略、順不同）

	区分	氏 名	団体・役職名等	備考
1	有 識 者	嵯 峨 実	元小学校長	
2		増 田 明 美	元幼稚園長	○
3		塩 見 田鶴子	元保育所長	
4		森 垣 美与子	元保育所長	
5		高 橋 宏 明	丹後保健所 （福祉室長）	
6		足 立 経 彦	元 総合計画審議会委員	◎
7	各種関係団体	為 村 恵美子	民生児童委員協議会 主任児童委員	
8		中 田 麻由美	社会福祉協議会 事務局（学童担当）	
9		能 勢 光 子	療育教室わんぱくクラブ指導員	
10	子育て世代の 保護者	山 添 謙 三	岩滝幼稚園PTA会長	
11		河原林 久美子	三河内幼稚園PTA家庭教育委員長	
12		谷 𠂔 陽一郎	保育園保護者連合会会長	
13		堀 尾 知 弘	保育園保護者連合会副会長	
14		糸 井 衛	山田小学校PTA会長	
15		矢 野 洋 一	与謝小学校PTA会長	
16		小 室 篤 子	岩滝小学校PTA元家庭教育委員長	
17		山 本 桂 司	岩屋小学校PTA会長	
18		中 瀬 誠	加悦聖三一幼稚園PTA会員	
19		赤 西 奈 央	こどもの森保育園運営委員	

事務局

教育委員会	教 育 次 長	小 池 信 助	福 祉 課	課 長	浪 江 昭 人
	教育推進課長	長 島 栄 作		課長補佐	柴 田 勝 久
	主 幹	下 川 賢 司		主 任	糸 井 健 博
	主 幹	山 本 泰 久		主 事	山 崎 久 代
保健課	課 長	前 田 昌 一			
	係 長	香 山 優 子			

与謝野町子ども・子育て会議の経過

年	月	日	会議等	内容
25	6	20	子ども子育て会議条例制定	
	7	5	子ども子育て会議（第1回）	子ども・子育て会議の概要説明 委員の委嘱・正副会長の互選 町長からの諮問 今後のスケジュールの確認
	8	30	子ども子育て会議（第2回）	幼稚園・保育所の現状と課題 現行のサービス・入園児数の推移、運営費の 現状説明
	9	17	子ども子育て会議（第3回）	認定子ども園になった場合の園児数・運営費 等説明 内容検討 ニーズ調査内容の検討
	10	4	子ども子育て会議（第4回）	認定子ども園になった場合の園児数・運営費 等について内容検討 ニーズ調査内容の検討 保護者との意見交換会の検討 認定こども園の視察検討
	10	25	豊岡市立竹野認定こども園視察	認定こども園の視察研修
	10	31	子ども子育て会議（第5回）	認定こども園の視察報告 認定子ども園の検討 保護者との意見交換会の検討
	11	20	子ども子育て会議（第6回）	認定子ども園の検討 幼保再編を含む、就学前教育、保育のあり方 についての答申案の検討 保護者との意見交換会の検討
	11	25	子ども子育てニーズ調査発送	就学前児童の世帯 770世帯 小学生児童の世帯 900世帯
	12	24 9	保護者との意見交換会	幼保再編を含む、就学前教育、保育のあり方 についての答申案についての意見交換
	12	16	子ども子育てニーズ調査回収	
	12	18	子ども子育て会議（第7回）	幼保再編を含む、就学前教育、保育のあり方 についての答申決定
	12	26	幼保再編を含む、就学前教育、保 育のあり方について町長へ答申	
26	2	6	子ども子育て会議（第8回）	委員の委嘱 ニーズ調査結果中間報告
	3	18	子ども子育て会議（第9回）	ニーズ調査結果報告 子ども・子育て支援事業計画骨子案の検討

年	月	日	会議等	内容
26	5	12	子ども子育て会議（第 10 回）	子ども・子育て支援事業計画骨子案の検討
	6	16	子ども子育て会議（第 11 回）	子ども・子育て支援事業計画骨子案の検討 認定こども園運営検討委員会からの中間報告
	7	11	子ども子育て会議（第 12 回）	子ども・子育て支援事業計画案の検討 子ども・子育て支援新制度に向けた町条例の検討
	8	19	子ども子育て会議（第 13 回）	子ども・子育て支援事業計画案の検討
	9	25	子ども子育て会議（第 14 回）	子ども・子育て支援事業計画案の検討 認定こども園運営検討委員会からの報告
	10	20	子ども子育て会議（第 15 回）	公立幼・保の利用者負担額の検討 学校の適正規模適正配置の検討
	11	19	子ども子育て会議（第 16 回）	公立幼・保の利用者負担額の検討 学校の適正規模適正配置の検討
	12	15	子ども子育て会議（第 17 回）	公立幼・保の利用者負担額の検討 学校の適正規模適正配置の検討
27	1	30	子ども子育て会議（第 18 回）	一時預かり・延長保育等の利用者負担額の検討 学校の適正規模適正配置の検討（近隣市の事例）他
	1	23 ～	パブリックコメントの実施	「子ども・子育て支援事業計画」
		6		
	2	16	子ども子育て会議（第 19 回）	学校の適正規模適正配置の答申案の検討
		4 5 6	意見交換会	認定こども園運営検討委員会の報告 子ども・子育て支援事業計画について 学校の適正規模適正配置について
	3	19		子ども・子育て支援事業計画の答申 学校の適正規模適正配置の答申
		25		子ども・子育て支援事業計画並びに、学校の適正規模適正配置について、町長へ答申

与謝野町子ども・子育て支援事業計画

発行年月：平成27年3月

発 行：京都府 与謝野町

編 集：与謝野町福祉課

京都府与謝郡与謝野町字加悦 433 番地

TEL 0772-43-1513 FAX 0772-42-0528

与謝野町子ども・子育て支援事業計画

平成
27
年3
月

与
謝
野
町